

令和6年第2回坂町議会定例会

会 議 録 （第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和6年3月4日（月）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （開 議） 令和6年3月5日（火）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 1 番 折 中            智 君 | 2 番 岡 村 繁 範 君           |
| 3 番 縫 部 逸 都 君          | 4 番 池 脇 雅 彦 君           |
| 5 番 向 田 清 一 君          | 6 番 末 吉 克 巳 君           |
| 7 番 安 竹            正 君 | 8 番 光 岡 美 里 君           |
| 9 番 中 川 ゆかり 君          | 10 番 柚 木            喬 君 |
| 11 番 奥 村 富士雄 君         | 12 番 川 本 英 輔 君（議長）      |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 町            長 | 吉 田 隆 行 君          |
| 副   町   長      | 村 上 明 雄 君          |
| 教   育   長      | 枝 廣 泰 知 君          |
| 技            監 | 錦 織 直 紀 君          |
| 情 報 政 策 監      | 鳴 川 雅 彦 君          |
| 総 務 部 長        | 車 地 孝 幸 君          |
| 民 生 部 長        | 藤 本 大 一 郎 君        |
| 教 育 次 長        | 坂 本 孝 博 君          |
| 総 務 課 長        | 西 谷 伸 治 君          |
| 企画財政課長         | 山 本            保 君 |
| 税務住民課長         | 河 野 宏 明 君          |

|            |           |
|------------|-----------|
| 民 生 課 長    | 宮 本 隆 一 君 |
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 川 上 宏 規 君 |
| 都市計画課長     | 松 谷 展 裕 君 |
| 学校教育課長     | 藤 原 文 代 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇 尾 伸 君   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 梅 田 勝 平 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 議 事 日 程

##### 議 事

|       |        |                           |
|-------|--------|---------------------------|
| 日程第 1 |        | 「一般質問」                    |
| 日程第 2 | 議案第23号 | 「令和 6 年度坂町一般会計予算」         |
| 日程第 3 | 議案第24号 | 「令和 6 年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」 |
| 日程第 4 | 議案第25号 | 「令和 6 年度坂町介護保険事業特別会計予算」   |
| 日程第 5 | 議案第26号 | 「令和 6 年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」  |
| 日程第 6 | 議案第27号 | 「令和 6 年度坂町下水道事業会計予算」      |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前 9 時 5 8 分)

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆さん、足元の悪い中、おいでいただきありがとうございます。

また、小屋浦小学校6年生の児童の皆さんは総合学習の一環として来ていただきました。これから一般質問を行います。議員の皆さんが町民の生活に関わることや町の政策や事業について質問をいたします。理解できないこともあるかと思いますが、しっかり学習して帰ってください。よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、9名から12問の質問事項が通告されています。

それでは、順次、発言を許しますが、質問の際には、要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

4番池脇雅彦議員から「災害に強いまちづくり」について質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 議席番号4番池脇雅彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本年1月1日、最大震度7の能登半島地震が発生し、建物被害、道路の亀裂、土砂崩れ、津波による家屋倒壊など甚大な被害をもたらしました。

また、翌2日には羽田空港で航空機同士が衝突するなど、新年早々に大きな災害や事故が相次ぎ、日本全体に衝撃が走りました。

こうした災害や事故は、発生から時間がたつほど人々の記憶から忘れられていくものです。まさに先人の教えである「天災は忘れた頃にやってくる」のであります。

さきの航空機事故において、乗員、乗務員が全員無事に脱出できたのは、乗務員の日頃の訓練と適切な判断によるものと報道は伝えています。こうしたことから、常に伝え続けることやふだんからの備えが最も重要であると、誰もが皆、そう思ったのではないのでしょうか。

このような中、本町は第5次長期総合計画において、「災害に強いまちづくり」を掲げ、「防災対策の向上」、「防災力の向上」、「安全教育の推進と災害の伝承」に取り組んでいるところであります。

行政当局は今回の地震や航空機事故を目の当たりにして、改めて「地震・津波対策」、「避難訓練」などの重要性について認識したことと思います。

そこで、お尋ねします。

1点目、食糧備蓄の再確認、広域避難の見直し、住民に対する防災意識の向上についての取組など、令和5年度の実績を踏まえて、本町における防災対策の現状と課題についてお答えください。

2点目、学校における避難訓練については、校内にいる場面での訓練が主体であると思いますが、登下校時、遠足等校外活動時、家庭など、学校外の場面における対応についてどのような指導を行っていますか。現状と課題についてお答えください。

3点目、全国町村会長でもある吉田町長は、今回の災害、事故の発生以来、各所から様々な情報を収集され、改めて災害に強いまちづくりへの強い思いを抱かれたことと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害に強いまちづくり」についての件についてお答えをいたします。

本町におきましては、平成30年西日本豪雨災害では甚大な被害を受け、現在、住民の皆様の御意見を伺いながら、国、県及び関係機関の御協力を得て、「災害に強いまちづくり」に向けた復旧・復興に全力で取り組んでいるところでございます。

御質問1点目の「本町における防災対策の現状と課題について」でございますが、ハード面では、土石流を上流域で食い止めるため、砂防堰堤・溪流保全工や遊砂地の整備及び治山事業による谷止めの整備などを実施をしております。

ソフト面では、備蓄につきましては、災害時に必要となる食料、飲料水をはじめ、資材等の備蓄品を備えているところでございます。

広域避難につきましては、災害の規模により、避難生活の長期化を考慮して、必要に応じて広島県に広域避難受入れに関する支援を要請することといたしております。

また、土砂災害ハザードマップの配布をはじめ、戸別受信機の無償貸与をいたしており、加えて坂町公式ラインを通じて、河川状況の画像及び避難情報を発信をしております。

課題といたしましては、「災害に強いまちづくり」には、行政による「公助」のみならず、「自助」、「共助」の下、地域で支え合うという意識醸成が重要であると考

えており、町内の防災士とも連携をし、自主防災組織の育成・充実等に取り組んでまいります。

御質問2点目の「学校外の場面における対応について、どのような指導を行っているか」についてでございますが、登下校時については、通学路の安全点検を実施するなど、実態を把握し、危険箇所の指導をしております。校外活動については、教師が事前に避難経路等の確認をしております。家庭における災害時の対応につきましては、学校での防災学習を基に家族と「マイタイムライン」を作成し、緊急時の具体策をまとめております。

課題といたしましては、一人であっても判断し、臨機応変に対応し、家族を巻き込んで、自分の命を守る力をさらに高めていくことでございます。

御質問3点目の「災害に強いまちづくりに対する見解」でございますが、令和6年能登半島地震の被災地では、甚大な住宅被害や電気・上下水道等のライフラインや道路・橋梁・鉄道等交通インフラの寸断により、いまだ復旧のめどが立たない状況であります。特に規模の小さい自治体においては、技術職員等の人員確保や財政的支援が喫緊の課題となっております。国による万全な支援が不可欠であると考えており、先般、全国町村会として、令和6年能登半島地震に関する緊急要望を国に対して行ったところでございます。

これからも予測不能な災害に対して常に緊張感を持ち、最新の知見を取り入れながら、町民の生命と財産を守るべく、「災害に強いまちづくり」に取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） それでは、再質問をいたします。

今、いろいろと御答弁いただいておりますけれども、今回、いまだ1万人を超える避難をされている方がおられるということですが、その中でも災害時の備蓄ということがやはり当初話題に上がっておりまして、最近では避難生活を送る女性や妊産婦、乳幼児についての備蓄用品について、全国の自治体で備蓄が進んでいないというような報道もされておられます。

本町は、近年、大規模災害を経験して、また、能登半島地震から既に2か月以上が経過をしております。今回、私がこうした質問を行っておりますので、町としても当

然のことですが、様々な情報収集を行うとともに、本町の現在の備蓄等について再点検や見直しを図られたんではないかというふうに考えております。

そこで、災害時備蓄に関して重要と思われることを一つずつお尋ねいたします。

まず1点目、本町は女性、妊産婦、女兒に向けての用品について、必要数の備蓄を行っておられますか。現在の備蓄の状況についてお答えください。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

女性が必要とする備蓄品ですが、生理用品、下着類をはじめ、妊産婦の方には妊婦用の下着であるとかマタニティーパンツ、あと授乳用クッション、母乳パッドなどを備蓄しております。これは一般の避難所ではなく福祉避難所で備蓄をしております。

また、配布する際には、中身が見えないように、そういった袋に入れて配慮もいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 必要な数分、もちろん確保されているというふうに考えておりますし、そのような対応が非常に重要だというふうに思っております。

それでは2点目ですが、次に乳幼児用品についてお尋ねします。

本町は粉ミルク、哺乳瓶など、そうした乳幼児に必要な用品について備蓄をしておられますでしょうか、お答えください。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

乳幼児用品につきましては、粉ミルクとか哺乳瓶について、あと離乳食とか紙パンツ、お尻拭き、紙おむつ、そういったものと、また、おんぶひもであるとか、あとベビーカーも数台用意しております。必要とされるようであろうと考えられるものは一式福祉避難所に備蓄しております。

なお、数量が不足したり、そういったときには、物資の供給協定を締結しております民間のスーパーであるとかドラッグストアから補充することとしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 今のように必要なものが常に供給できる、そして、もし足り

なくなった場合に、それもすぐ補充できるという、こういった体制がますます必要になってくると思います。その辺りはこれからも十分に配慮しながら、災害対策を進めていただきたいと思います。

それでは次に、災害担当部署に配置されている職員についてお尋ねいたします。

災害が発生した場合に、先ほど申しましたような、女性、妊娠婦、そして女の子、女兒の皆さんですね、そうした方に、被災した女性や乳幼児に寄り添って対応できるというのはやはり女性職員の配置が重要になるのではないかと考えております。こうした防災部署に必要な職員の配置ですが、現在、本町ではどのようなになっておるでしょうか、お答えください。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

防災を担当しております危機管理室には女性職員はおりません。しかし、避難所を運営するときには、女性職員を含め、役場職員で取り組んでおりますので、避難された女性の方には相談できるというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 限られた職員で対応しておるわけでありますけれども、そういう大きな災害が起きたときには、全庁を挙げて横断的に皆が力を合わせて避難所運営等にも当たっていくことで考えております。平成30年の西日本豪雨災害もそうでした。民生部門、教育部門、ハード部門も含めて全体で、議会事務局にも協力をいただきましたですし、本当に全員で対応していくというふうな一応考え方でこれからも進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 大変力強い言葉でありまして、まさにチーム坂町、チーム吉田、職員一丸となって、そして職員一丸だけではなくて、住民も私たち議員も、議会も、全て一丸となって取り組んでいくということが最も大切なことだと思っております。

そして、そういった中で、やはり天災というのは忘れた頃にやっぱりやってくるということでございますので、先ほど、そして今も町長の力強い言葉をいただきましたけれども、いま一度、本町の防災に対する吉田町長の強い決意、今日もたくさんの傍

聴している方、来ておられますけれども、ぜひその強い決意をお伺いして、質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 備蓄品とかそういうものについては、先ほど担当部長が申したとおりでありまして、私も実を言いますと、先月の１８、１９、２０日で石川県の被災をした自治体７町に入りまして、町長さんを激励させてもらったり、あるいはまた被災状況も見てきております。やはりそこでいろいろなお話を聞く中で、若干、職員全体にもずれがあるような自治体ではちょっと大変な状況が起きておるというようなことも伺っております。

先ほど申しましたように、やはりそれぞれの自治体、坂町もそうでありまして、災害が起きた折には、先ほど申しましたように、職員全員が横断的に協力をしながら取り組んでいくことが絶対必要だということを今回の能登半島地震でも現地を見て感じたわけでありまして、そこらはしっかりいざというときには取り組んでいけるように、そういう心構えを私以下全職員がこれからも持ち続けていくことが重要でありますし、また、若い職員にもそういう思いをしっかりと継承していくことも大切だというふうに、今、感じておりますので、そういうことをしっかりやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ８番光岡美里議員から「再度問う公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）の整備を」について質問願います。

光岡議員。

○８番（光岡美里議員） 「再度問う公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）の整備を」についてお伺いします。

公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）は外出先でスマートフォンやタブレット、ノートパソコンなどからインターネットに接続する際に広く使用されており、情報を素早くキャッチしていくためには欠かせない存在になっています。

令和２年６月の定例会でも質問しましたが、その際は、ＩＣＴ教育推進のために、学校施設においてネットワーク環境の構築をしていくとのお答えをいただきました。

しかし、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、公共施設におけるＷｉ－Ｆｉの整備状況も全国的に増加の一途をたどっており、総務省においても、観光拠点



や防災拠点へのW i - F i 整備が推奨され、来訪者や住民の災害時の安全を確保することを推進されています。

全国的にも公共施設でのW i - F i 整備が進んでいる中、坂町においても、役場庁舎などへW i - F i の整備について検討されてはいかがでしょうか。

以上、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「再度問う公衆無線L A Nの整備を」の件についてお答えをいたします。

総務省が実施する通信利用動向調査によりますと、令和4年8月末現在、スマートフォンの世帯保有割合は90.1%と非常に高く、個人の保有割合も77.3%と増加の一途にあります。

また、インターネットを利用する情報機器の別では、スマートフォンがパソコンを上回り、特に20代から50代では約9割がスマートフォンを利用しているとの調査結果が公表されており、スマートフォンを含め、デジタル技術を活用して情報収集することが広く普及をしております。この点につきましては、議員と同様の認識でございます。

御質問の役場庁舎などへのW i - F i の整備についてでございますが、インターネットへの接続回線の確保という観点では、現在、通信エリアの拡大により、ほとんどの生活圏で携帯電話が使える状況にあることに加え、携帯各社が提供するサービス内容も充実をしております。

こうした中、全国では訪日外国人への対応や住民サービスの一環として、観光スポットや公共施設等に公衆無線L A N（W i - F i）を整備する自治体も増えています。

しかし、一方で公衆無線L A Nは誰もが自由に使えるといった便利さがある反面、第三者に通信内容や個人情報が漏えいする可能性があり、利用者側の十分な認識と留意が必要とされています。

御質問の「役場庁舎などへのW i - F i 整備」についてでございますが、現在、町の施設である坂町災害伝承ホールには、防災に関する教育や研修などの目的に応じて提供できるW i - F i 設備を完備しているほか、町民センター、S u n s t a r H a l l 等、出先機関ではW i - F i ルーターの貸出しを行っております。したがって、町といたしましては、必要とされる方の目的に応じ、インターネットへ接続で

きる環境を用意いたしており、今後、新たに設備投資を行い、公衆無線LANの構築に必要な回線を整備し、運営費等を負担することは適切でないというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 貸出し等で対応されているという状況、大変よく分かりました。

そこで質問なのですが、本庁舎のWi-Fiの設置状況はどういった状況にあるのか、現状や今後の計画などについてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 鳴川情報政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） お答えいたします。

役場庁舎のWi-Fiですけれども、これは基本的に、今現在、会議等をする場合、Zoomとかそういったアプリを使ってウェブ会議をすることが通常になってきております。

こうした中、職員向けではございますが、光ファイバー回線を引いて、その中でWi-Fiを提供して、無線あるいは有線でインターネットに接続する回線のほうは整備をしております。ただし、これにつきましては、基本的には職員がやる場合を想定しておりますので、その点は少し御理解いただきたいと思います。

ただし、職員が同席の下、町民の方も含めての会議等をやる場合に、インターネットに接続する必要性がございます場合は、インターネットの回線も御提供することも可能ですので、その点は御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 職務においてWi-Fi活用できておられるという状況は大変よく分かりました。

続いて質問なのですが、町内の公共施設において貸出しのWi-Fiで対応されているとのところで、当初は学習の目的で貸出しをされていたと把握しております。ただ、コロナ禍を経て、現在ではオンライン会議ですとか、多種多様なインターネットの活用状況がふだんの生活を取り巻く環境の中でも随分変わってきたのではないかと感じております。

そこで、使用目的を限定せずに、もう少しオープンに貸し出すことも今後必要になってくるのではないかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 鳴川政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、W i - F i につきましては、ウェブ会議等が世の中一般的に行われる状況もございまして、役場の職員に限らず、一般のビジネスユースでも使っておられる方が非常に多いというふうに思っております。

こうした中、基本的にはビジネスで使ってらっしゃる方というのは、いわゆるフリーW i - F i を使うよりも、自前でW i - F i 等に接続する環境を御用意されて、公式的な快適なネットワークを確保した上で、ウェブ会議をされるというのが通常かと思っております。

こうした中、我々坂町といたしましては、町民センターであるとかS u n s t a r H a l l で、先ほど議員がおっしゃったように、学習目的であるとか、それぞれの使用目的に合致した形で、その目的をお伺いした前提でW i - F i 等をお貸ししているということがございます。ただし、現状ではルーターを配備しておりますのが出先機関とそれから町民センター、S u n s t a r H a l l 、それぞれ1台程度しかございませんので、広くP Rするというよりも、今までどおり使うというその目的をお申し出いただいた上で、ちゃんと公共施設として貸し出すことがふさわしいという場合にはお貸しさせていただくということで御理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 町内、自前のW i - F i が届かない場所も、御存じだと思いますが、ありますので、そういった際に、貸出しのW i - F i 利用できるということが分かれば、例えばそこでビジネスユースをやっていくという活用の仕方もまた新しく生まれてくるのではないかと思います。聞きながら聞かせていただきました。

続いての質問に入ります。

お答えいただいた中で、観光資源、地域振興の一助としてW i - F i を整備している例があるというところだったんですが、坂町におきましても、町内の観光資源の活用などを通して、これからの将来に向かって、訪日外国人の観光客の誘致なども必要となってくるのではないかと考えます。

そこで、お答えいただいたその観光資源としてのW i - F i の整備という点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 鳴川政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） 光岡議員おっしゃったように、御質問の中にもございましたが、総務省でも観光拠点でございますとか、それから防災の拠点に対してW i - F i を整備するという事業を進めてまいりました。今この補助事業はございませんが、それを受けて、各自治体の中でも、観光とかそういったことで活用する例がございます。

例えば広島市さんなんかでは、無料の公衆無線LAN「HIROSHIMA F R E E W i - F i」というのがございますが、これは基本的には先ほどおっしゃった訪日外国人の方をターゲットとして、その方の利便性であるとか、あるいは満足度を高めていくというふうな目的の下、限定的に、例えば原爆ドームであるとか広島城、あるいは宮島と、そういった観光スポットにW i - F i を提供しているという実情がございます。

ただ、これは利用者からすればフリーで利用される一方、行政側としては、それぞれの観光スポットにその接続されたそのユーザーさんがどれぐらいいて、どれぐらいの時間滞在して、どういうルートで行ってるかということを分析した上で、観光に役立てる、あるいは地域振興を図っていくという目的が反面ございます。そういったところで、その目的があつての整備してるのが前提になっております。

本町におきましては、まだ十分に訪日外国人の方がたくさん集まるようなスポットというのは現状ではございませんので、今後、そういった需要も加味しながら、費用対効果も踏まえた上で、必要であれば、そういったW i - F i の整備も視野に入るかと思いますが、現状では少し難しいなというふうに感じております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 観光資源の活用というところで、今後、さらに訪日外国人の方にもお越しいただけるような整備を期待したいと思います。

では、最後に町長にお尋ねします。

先日の町長施政方針におかれましても、デジタル技術に慣れ親しんでいただくことで、坂町ならではの人の優しいデジタル変革を積極的に推進するとおっしゃっていま

した。スマートフォンやタブレット端末などを使用する際は、どうしても通信速度が保たれた安定した通信環境も必要になってくると思います。

そこで、例えば町が運営費を負担せずとも、カフェですとか、フリーWi-Fiが利用できるスポットなどが町の施設にあれば、そこでちょっとお茶でも飲みながら、町民が憩える場ができるのではと考えますが、そういったことも視野に入れての検討などはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） ベイサイドビーチ坂に、今、進出しております飲食施設では、そういうことができるようになっております。今後、いろいろな皆さんからの意見等も伺いながら、やはり設置者が民間でございますので、そういう方たちの事業者のやはり意向も必要になってくると思いますので、そこらも総合的に判断しながら、どうあるべきかということも検討していければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番末吉克巳議員から「地域猫活動を周知しては」について質問願います。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 「地域猫活動を周知しては」の件について質問いたします。

野良猫によるふん尿被害、発情時期の鳴き声やけんか、空き家などで生まれる子猫、餌を与える人と周辺地域の方々とのトラブルなど、地域を悩ませていることの一つに野良猫の問題があります。

坂町においても多くの野良猫が存在しており、ごみあさりやふん尿被害を受けている世帯もあります。

現在、広島県では野良猫問題に対して「広島県地域猫活動ガイドライン」を作成しています。適切に不妊去勢手術を行い、命を全うするまで適切に餌を与え、食べ残しやふんの清掃をして管理し、徐々に野良猫を減らす「地域猫活動」を推進しています。野良猫を排除するのではなく、これ以上繁殖させないことが重要であると考えます。

「地域猫活動を周知しては」の件について、以下3点質問いたします。

1、野良猫に関する苦情はどのように対応しているのか。

2、広島県では地域猫活動実施地域の登録済みの猫は不妊去勢手術を無料で受けることができる制度がある。坂町はこれまでこのような制度を周知してきたか。

3、県が無料で去勢・避妊手術を実施しているが、頭数制限はあるのか、関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地域猫活動を周知しては」の件についてお答えをいたします。

「地域猫活動」とは、地域住民が主体となって、地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、餌のやり方や排せつ物の処理、清掃等に関するルールを定めて、地域で野良猫を適切に管理していくことにより、野良猫によるトラブルを減らすとともに、野良猫の数も減らして、住みよい地域にしていく取組でございます。

御質問1点目の「野良猫に関する苦情はどのように対応しているのか」でございますが、野良猫によるふん尿による被害、ごみや花壇を荒らすなど、町民の方から苦情があるのが現状でございます。

自身が責任を持ってない猫に餌を与えないというのは大前提になりますので、これまで町といたしましては、無責任な餌やりを行わないよう坂町広報や防災行政無線を利用し、啓発をしております。

また、野良猫を敷地内へ侵入させないように、各自が忌避対策を取っていくことも大切だと思っております。

町といたしましても、そうした自助の取組に対しまして、音波式の機器の貸出事業を行っております。

御質問2点目の「広島県地域猫活動の制度を周知してきたか」でございますが、坂町広報や町のホームページへの掲載により周知を行っております。また、お問合せがあった場合、地域猫活動に関する補助制度について御説明をさせていただいております。

御質問3点目の「県が無料で去勢・避妊手術をしているが、頭数制限はあるのか」についてでございますが、令和5年度不妊去勢手術の上限頭数は500頭と伺っております。この活動は地域住民が主体となる地域力の充実が不可欠であることから、各地域での自主的な取組を重ねていただき、広島県の地域猫活動に関する補助制度の利用希望がございましたら、申請手続等、協力をさせていただきたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） この地域猫活動ですか、自分も8年前、野良猫問題の質問をさせていただきました。そのときは頭数制限が200頭か300頭だったんですが、このたび500頭になっておりまして、拡充されております。

この地域猫活動は、広島県のホームページを確認させていただきましたら、現在、坂町のほうでは1団体、1地域活動されているということです。

現在、ある地域では、このたび、地域猫活動を新たに申請されている地域もあるという話をお聞きしてます。現在、地域猫活動、活動されている地域、大体何頭ぐらい登録されていますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

現在、坂地域で一つの団体が地域猫活動をしておりますが、これは6匹の猫を対象に地域猫活動を行っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 2問目の質問をさせていただきます。

6匹が、今、登録されているということでして、答弁にもありましたが、坂町は現在、忌避具の猫よけを貸出しをしているということですが、その猫よけですが、いろいろ話を地域の方に聞きましたら、その猫よけに猫が慣れてしまっていて、効果がないんじゃないかという話も聞いております。忌避具の猫よけが実際効果はどうか、こちらを教えてくださいませんか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

現在、音波式の忌避道具を皆さんに貸出しを行っておりまして、178件これまで貸出しいたしまして、返していただくときにアンケートを取っております。そのアンケートの中で、かなり減ったというのが54%、そして少し減ったというのが31%、合わせまして85%の方から効果があったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 実際、85%効果があったということで、かなり効果があるということが分かりました。

続きまして、3問目の質問にさせていただきます。

広島県の補助金、野良犬・野良猫対策補助金というものがあるとお聞きしております。その地域猫の活動に対して、そういった補助金があるというのをお聞きしております。その地域猫活動を団体でされている方に、その補助金を直接お渡しするということが可能なかどうか、そこを教えていただけますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

広島県が作成されております野良犬・野良猫対策事業補助金がございます、これは、一旦、町を通って、町から活動されておる方にお渡しするものということになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 補助金のほうは、一旦、町を通してその団体に行くということですが、4問目の質問をさせていただきます。

地域猫活動を行うに当たって、その地域猫を保護する必要があります。坂町のほうでお聞きしましたら、法律の改正に伴い、現在では保護器の貸出しは行っていないとお聞きしております。これから地域猫活動をされる地域に対して、過去使っていたその保護器を譲渡する、そういったことはできないのでしょうか。そこをよろしく願います。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

犬用と猫用の保護器を1台ずつ所有しております、町は。この保護器につきまして、動物病院に犬・猫を連れていくことや、動物愛護センターのほうに連れていくことがございますので、使用しておりますので、お渡しすることはできません。

ただ、地域猫を始めようとするときには、広島県動物愛護センターのほうから、保護器の貸出しがあると聞いております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 保護器のほうは、実際、動物愛護センターのほうからお借りできるということでして、ではそちらのほうをお借りして、保護するときはそこを活用



するということですね。はい、分かりました。

最後の質問をさせていただきます。

この地域猫活動ですが、坂町はこの地域猫活動にどのように関わっていくのでしょうか、そこをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） こういった地域猫活動を知らない方もいらっしゃるかと思いますので、地域猫活動がありますということをどんどん広報なり等、PRをしていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 9番中川ゆかり議員から「坂町の移住・定住の推進を」について質問願います。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 「坂町の移住・定住の推進を」の件についてお伺いします。

総務省が公表した2023年人口移動報告で、広島県の転出超過数が3年連続で全国最多であるというニュースは、理由は多々あるにせよ、広島県民にとって残念な結果でしたが、改めて人口流出しないとどまれる町、迎えられる町にするためにはなどを考えさせられる機会にもなりました。

現在、坂町では地方創生移住支援事業として、東京圏から広島県内へのU・Iターン人材を呼び込むため、県と町が共同して実施している「広島県移住・マッチング支援事業」や、子育て世帯が「町外から転入」または「町内で持ち家に転居」する場合、引っ越し費用を一部助成する「坂町子育て世帯引越し支援事業」等を実施しております。移住フェアへの出展をされるなど、広報活動も行われているとお聞きしました。

しかしながら、多くの自治体で様々な取組が行われており、手厚い助成制度などを実施している自治体も多い状況にあり、実績につながりにくいのが現状ではないでしょうか。

坂町は自然環境にも恵まれ、首都圏からのアクセスもよいなど、移住・定住先としては非常によい環境にあると思います。多くの人に坂町の魅力を知ってもらい、住んでもらうための新たな施策の構築は考えておられないのでしょうか、町の見解をお聞きます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町の移住・定住の推進を」の件についてお答えをいたします。

本年１月に総務省から令和５年の住民基本台帳人口移動報告の集計結果が公表され、広島県は都道府県別の転出超過数が３年連続で最多となり、本町の日本人の転出超過数も１００人となるなど、県内の人口流出が進んでいることが明らかになっております。

本町におきましては、平成３０年の被災から人口流出が始まりましたが、復旧工事や砂防堰堤等の整備による安全・安心なまちづくりを進め、令和２年からは転入超過へと反転をいたしておりました。

しかしながら、全国的な傾向ではございますが、コロナ禍が徐々に明け、経済活動が再開し始めたことなどによる東京一極集中の再加速なども影響したためか、令和４年から再び転出超過になっております。

これまで本町では交通利便性の高さや自然に恵まれた生活環境など、本町の強みを生かした移住・定住施策を展開してまいりました。

具体的には、平成２８年度から開始をいたしました三世代同居等住宅支援事業、子育て世帯引越支援事業、空き家改修等支援事業、また、令和３年度から開始をいたしました地方創生移住支援事業などの助成制度をはじめ、東京で開催される移住フェアへの参加やＰＲ動画による魅力発信など、様々な施策を展開し、転出抑制、転入増加を図っているところでございます。

これらの助成制度による転入数と転出抑制数の累計は６３６人となっており、非常に大きな成果を上げているものと認識をいたしております。

御質問の「坂町の魅力を知ってもらい、住んでもらうための新たな施策の構築」についてでございますが、本町における移住・定住施策として、今、取り組むべきは、被災から人口減少が著しい小屋浦地区の活性化であるというふうに考えております。

現在、小屋浦一丁目の再開発に向けた調査・検討を行っているところでございますが、その結果を踏まえ、令和６年度には住宅、商業、医療等の事業者誘致に向けた課題を整理し、民間事業者からの事業計画案の提案を募集するなど、小屋浦地区活性化へ向けた基本構想を策定する予定でございます。

あわせて、本町の秋祭りやベイサイドビーチをはじめとする観光施設などをＶＲ動画により発信するとともに、サテライトオフィス誘致に向けた地域おこし協力隊の導

入など、町内への関係人口・交流人口の増加を図り、ひいては移住・定住へとつなげてまいりたいと考えております。

さらに、こども医療費助成制度の拡大・充実や給食費支援事業、安全で充実した教育環境の整備など、子ども・子育て施策を強力に推進し、また、保健・福祉の総合相談窓口の設置、循環バスの土曜日運行など、子どもから高齢者まで、誰もが健康で快適な生活が送れる住み続けたい町となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 坂町の移住・定住の推進をというふうに、その件について質問しましたが、現在も推進は行われているので、さらなる推進をということで考えてまいりたいと思います。

答弁によりますと、助成制度により転出抑制数の累計で成果を上げておられるのはすごく素晴らしいことだと思います。小屋浦地区の活性化に向けた動きに対しても、どんどん行っていただいて、坂町の人口増につなげていただきたいと思います。

ここからは移住・定住についてのさらなる推進について質問をさせていただきます。

フェアについて出展するなど、発信やアピールは行われているようですが、その際、現在の施策では、移住定住するに当たり、移住したいと考えても、当人が急に坂町に居住を見つけるにしても、ハードルが高いのではないかと思います。坂町に移住の興味を持って、フェアの窓口や相談に来られた方にとってのサポートに対する体制についてはどのように考えておられるのでしょうか。手続や説明の手順とともに御説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

平成29年度から東京の移住フェアに年2回ほど参加をさせていただいております。その際には、坂町専用のブースを設けまして、坂町の説明をさせていただきまして、御質問があれば、お答えをさせていただいております。

坂町の説明につきましては、答弁にもございましたけれども、交通利便性の高さとか、海や山の自然に恵まれた生活環境などをPRをさせていただいております。

相談に来られた方から多い質問につきましては、移住の際に使える補助金等の助成制度はありませんかとか、町の概要は当然でございますけれども、住宅価格、また家賃

相場等、また空き家バンクについても非常に高い関心をお持ちでございます。

子育て世帯の方はやはり保育・教育環境について質問が多いですし、また、公園等の子育て施設に対する関心が非常に高い傾向にございます。

御相談後は本町の連絡先をお渡しいたしまして、メール、電話等で逐一对応させていただいております。

移住を検討中の方へのサポート体制につきましては、電話やメールでの対応は当然のことといたしまして、東京での接触をきっかけに、坂町を、現地を御案内させていただいた実績が3件ございます。そのうち1件につきましては、現地案内の後にも保育園の入園手続や公営住宅への入居手続等、御相談に対応させていただきまして、最終的に御家族でお子さん含めて坂町に移住していただいたという実績がございます。

本町におきましては、空き家の利活用や移住定住の専属の職員を1名配置をいたしまして、きめ細やかに支援できる体制を整備しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 実績が3件あるということであるようですが、これからはフェアに来られた方に対しても、きめ細やかな丁寧な説明を期待して、窓口に多く来ていただける、案内ができるような体制を取っていただきたいなと思います。

サポート体制については、移住してからでも必要ではないかと考えます。移住してからのサポートはどのように考えておられるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

確かに移住された方につきましては、お知り合いとか御相談される相手の方がいらっしゃる方が多い場合があると思います。ですので、移住後のサポートは非常に重要なものだと考えております。

本町の場合、本町が移住された方に対しての役割といたしましては、やはり地域とのつながりのきっかけをつくってあげることが重要なのではないかと考えております。本町の場合、秋祭りをはじめとする様々なお祭りとか、住民協や子供会の活動、また、スポーツ少年団や部活動を通じた保護者同士のつながりなど、非常に良好なコミュニティが形成されている町でございます。ですので、そういった移住された方にそういった地域活動への参加のきっかけを与えてあげることができれば、その後は自然に

地域になじんでいただける風土があるものと考えておりますので、そういったサポートを移住初期の段階ではさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 今、答弁いただきました地域とのつながりというのは、つながりをつなぐというのはすごくいい案だと思います。これからもぜひ続けていただきたいと思います。

移住したいと考えている方に対して、まずは坂町を、先ほど答弁にもありましており、目を見て知ってもらうことも重要だと思いますが、ツアーなどを組んで、案内や体験ができるような施策は、その際、旅費を一部補助するとかを考えておられないのでしょうか。坂町の行事に合わせて案内ができれば、より坂町のよさや町民性が伝わるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

議員さんおっしゃられるとおり、実際に坂町に来ていただいて、迫力ある秋祭りとか、ベイサイドビーチでカヤック等体験をしていただければ、気に入っていただける可能性は高くなると考えております。

現在、本町では、町長の答弁にもございましたけれども、実際に坂町に来ていただかなくても、秋祭りとか横浜公園の四季、そういったものが分かる仮想現実VR、そういったもので、現在、コロナ禍ということもございましたので、整備をしております。3月中には全て完成する見込みでございますので、また公開をさせていただきたいと考えております。

移住ツアーなどにつきましては、他市町も多く実施をいたしているようでございますので、そういった実施結果を参考にさせていただきまして、また検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） VRも、それはいいと思いますけど、実際に体感してもらうというのが一番伝わりやすいのではないのかなというふうに私は考えます。

4問目の質問なんですが、移住したいと考えている方のために受け入れる環境づく

りも移住する上で大切な要因であると思います。空き家対策等の活用を含め、各地域の空き家を活用したゲストハウスや移住体験住宅を整備して、坂町を体感した上で移住ができればと考えます。迎えたいという環境、アピールも必要だと思います。

例えば、小屋浦地区の町有子育て支援住宅などは平成29年度に改修されて、きれいなままで現在空いている箇所もあると聞いておりますので、すぐにでもゲストハウスや体験住宅として利用できるのではないのでしょうか。地域の活性化にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

確かにいきなり東京から坂町に移住してこられますと、来られるのもハードルが高い面もございますので、そういったお試し住宅で一度坂町を体験していただけるような機会があれば非常にいいことだと思います。

そういった中で、移住・定住施策につきましては、これをやれば絶対に人口が増えるといったような特効薬的なものはないと言われておりますので、そういった移住体験住宅等の取組も、本町の実情に合っているかどうか等も含めて検討させていただければと思います。

また、町有住宅につきましては、子育て世帯向けの賃貸住宅として供用するという約束で国の補助金を頂いておりますので、またその辺を移住体験住宅に転用できるかどうかの調査は必要になってまいると思いますけれども、議員さんの御意見等を参考にさせていただきながら、よりよい移住・定住政策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時15分とさせていただきます。

（休憩 午前11時01分）

（再開 午前11時14分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 11番奥村富士雄議員から「ウォーキング推進から産学官医

民連携で日本一健幸なまちを」について質問願います。

奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 「ウォーキング推進から産学官医民連携で日本一健幸なまちを」の件で御質問いたします。

平成22年8月の町制施行60周年で「悠々健康ウォーキングの町」宣言がされて以来、13年半が過ぎ、いろいろなウォーキング事業、取組がされています。今年3月には5年ぶりに「坂町悠々健康ウォーキング」が復活開催されます。

3年前に策定された坂町第5次長期総合計画では、「自然に恵まれた健康で文化的なすみよいまち」がまちの将来像となっています。人生100歳時代、自然災害が多発する中、ウォーキングによる健康づくり、生きがいは大切です。特に高齢者は健康寿命を延ばし、地域で自分らしく暮らせるようなまちをつくっていくことが重要です。

そこで、町民が生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らせる新しいまちモデルとして、日本一の「健幸なまち」づくりを目指して取り組んではいかがでしょうか。

これまでの健康施策の枠組みを超え、まちの基盤整備や健康産業の振興なども含め、行政とともに「チーム坂町」として町民、地区・団体、町内の企業や大学、医療機関などが一体となり連携し、共通認識・共通目標として「健幸のまちづくり」プログラムを策定するとともに、事業を推進することにより、健康づくり、まちづくりに取り組んでいくことが重要であると思いますが、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ウォーキング推進から産学官医民連携で日本一健幸なまちを」の件についてお答えをいたします。

住民の皆様が健康でいつまでも生き生きと活力ある生活を送っていただくため、健康づくりに関する取組は、高齢化社会、大規模な自然災害が起こり得る今日にあっては、健康寿命の延伸、自力で避難する力を兼ね備えるためにも大変重要であると考えております。

そのような中、ウォーキングは子どもから高齢者まで全ての世代において日常的に親しんでいただける健康づくりに適した運動でございます。

御質問の「健康施策の枠組みを超え、「チーム坂町」として町民、地区・団体、町内の企業や大学、医療機関などが一体となり、「健幸のまちづくり」プログラムを策

定し、健康づくり、まちづくりに取り組んでいくことが重要であると思うが、いかがか」についてでございますが、これまで本町ではウォーキング推進に向け、ハード面ではウォーキング・トレイルやふるさと自然のみちなど、皆様に歩いていただきやすい環境を整備し、ソフト面では平成22年に「悠々健康ウォーキングのまち」宣言を行い、この宣言を契機に開始した「悠々健康ウォーキング大会」には、毎回、町内外から千人を超える御参加をいただいております。今月24日の日曜日には、5年ぶり13回目の開催を迎える本町の春のウォーキング行事でございます。

また、年1回のウォーキング大会に加え、毎月1回「ようよう坂町ウォーキング」も実施をいたしております。生涯学習課、保険健康課がそれぞれの課の特色を生かしたコースやメニューを設定し、本町の歴史や文化の魅力の体験と、日常的な健康づくりにつながる取組として、先月は193回目の開催となり、16年間継続しているところでございます。

こうした本町ならではのウォーキング事業につきましては、今後さらに歩いて楽しい歩きたくなるコースの発掘や、参加者の日頃の健康づくりに役立つ体や運動機能に関して専門的に評価をする内容も取り入れるなど、役場関係課、医療機関、大学、企業、地域の皆様と一体となり、年間を通じたプログラムとしてより一層磨きをかけ、町内外に情報発信することで、子どもから高齢者まで様々な世代の多くの皆様に参加していただけるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。「悠々健康ウォーキングのまち」として、まちづくり、健康づくりをさらに推進をしてまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 悠々健康ウォーキングの町の推進ということで、以前はウォーキング日本一の町というような表現をしようとしたんですが、このたび、初めて「健幸なまち」の日本一というふうに質問を変えました。

それで、この「健幸」というのは普通の健康じゃなくて、健やかに幸せというようなことですが、なかなか聞き慣れん名称なんですけども、現在、全国でその健幸都市宣言をしておるのが95自治体あるそうです。その中で町は21町、広島県はというと、広島市と呉市と府中町と熊野町が都市宣言をしとるようなんですよ。

それで、ただウォーキングにかかわらず、そういう健康で幸せなまちづくり、ある



いは人生を送るというのは非常に究極の目標じゃないかと思うんですけども、それで、答弁ではウォーキングのことがほとんどだったんですけども、実際にウォーキングも大会とか、今、悠々健康ウォーキングを年に1回、月イチのようようウォーキングが毎月というようなことなんです、それ以外に、みんなでウォーキング事業というのが年間を通じて5月から2月ですかね、やっとなるわけなんです、何かあんまり人数が少ないようなので、その実績をちょっと教えていただきましょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） みんなでウォーキングについてお答えいたします。

みんなでウォーキングにつきましては、69歳以下の方に8,000歩以上、75歳以上の方に6,000歩以上歩いていただくというウォーキングの事業でございます。

現在、参加者につきましては、20代から80代まで、幅広い年代の方に御参加をいただいております。令和5年度の参加人数といたしましては、26名となっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） ウォーキングはやっぱり毎日していただくことがいいと思うんですけども、26人というのは非常に少ないということで、前も言うたかもしれんですけども、役場の職員の方も参加されていないんじゃないかなと思うんですよね。私も第1回から参加させていただいて、人数の問題じゃなくて、自分の問題なんで、あんまりそこは触れたくないんですけども、町内のやっぱり1割、2割が参加できるような事業にしてほしいと思うんですよ。そのためには、やっぱり歩いて楽しくなるようなコースですかね、前、平成ヶ浜にマップを、看板を作っていたんですが、できれば町の、今、言うウォーキング道は山間部にできとるんですよね。身近に日々ウォーキングしようと思ったら、自分の住んだる周辺とか町なかなんで、そこらへですね、何か道路の名称ですよ、外国やなんかへ行くと、ここの何とか通り、何とか通りというのがあるんですが、坂町の場合には、そういった何とか道路というのがありませんよね。だからここの道路はこういう特徴があるとか、ここの道路へ行ったらどうですかとか、そういったコースにするために、やっぱり歩いて楽しいまちづくりというか、そういったものの取組が必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

コースにつきましては、ようよう坂町ウォーキングなどでもいろんなコースを歩いていっておりますが、マンネリ化しないようにいろいろなコース発掘をしていかないといけないというふうには考えております。

また、発掘するに当たっては、個人で歩くということになると、なかなか発掘しにくいところもあるので、いろんな人のこういうコースが面白いよとか、ああいうコースがあるよとかいうような意見をいただきながら、そういう歩いて楽しいコースの発掘等もできていたらいいかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） それで、本質的には、私、坂町は狭い町、小さい町でありながら、いろんな総合病院とか大学とかそういったものがそろった町、こんな町って日本を探してもないと思うんですよね、狭い町で。全てがそろっとるいうちゃおかしいですけども、その中で、例えば健康問題について言えば総合病院、それから大学、それから地域団体を含めて、企業でもスポーツクラブやなんかがありますよね。そういったものとか含めていけば、総合的な、ウォーキングだけじゃなしに、健康問題について協議できるんじゃないかというふうに思うんですよね。個々での事業として、それぞれの機関の協力を得たりして事業を進めとる部分もあると思うんですけども、できればそういう各大学とか、医療とか、民間企業とか、地域団体を含めて、何か協議会みたいなものをつくって、総合的に坂町を日本一の健康な町にしていこうというような協議会をつくっていったらどうかと思うんですよね。

町長が全国町村会の会長になられたんで、せめてそこは先鞭を取って、坂町が率先してやっていって、理想的な健康な町をつくっていくというようなことを目指してもらえんじゃないかというふうに思いますけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） このウォーキングを奨励するというスタートは、横浜海岸にインターロッキングの歩道を設けました。これが一応その発想のスタートになっております。

その後、坂中学校の周りの通路も蓋をしまして、そこの中にも世界各国の石をそこに埋めまして、距離が幾らかいようなことも含めて、それを示して、そういうコースもいわゆるウォーキングのコースにしようというようなことで進めてきております。先ほども答弁で申しましたように、自然のみちとか、あるいはまたウォーキング・トレイル事業、これも当時の建設省の事業でありますこれを取り入れたり、あるいは自然のみちは環境省の事業を取り入れたりしまして、横浜の今のふれあいセンターも環境省の事業の一環で、一応、公民館とそれから休憩所ということで設置をしたわけではありますが、そういう形で網羅をするような形でこれまで取り組んでおるところでありまして、結構、町内の方はもちろんでありますけれども、町外からも遊歩道等を活用して町内をトレッキング、散策される方も結構来られておるようでありまして、また加えて、悠々健康ウォーキング大会が今年の3月24日にありますけれども、それも、今、議員がおっしゃったような形で、恐らく大学とか医療機関、あらゆる団体の協力をいただきながら、これも開催するようなことの運びになってきております。地域の地元の企業からも協賛金を頂いたりしまして、もちろんその参加者もごございますけれども、そういう形で一体的にやっておる大会でありますし、それからよく見るんですけども、3人とか4人で結構この平成ヶ浜もウォーキングされる方がおられます。これも、ある意味、型にはまったウォーキングではなく、やはり友達同士で歩くことによって、話をしながら歩くことによって、それがまた心身の健康増進にもつながってくるんじゃないかというような私は受け止めをいたしております。

しかしながら、そういう全体的な流れの中で、時代に合ったようなやはり運営方法も考えていかなければならないというふうにも、今、思っておるところでありまして、とにかく歩く方が無理のないように、より多くの方にウォーキングを楽しんでいただいて、そしてまた健康増進につなげていく、それをこれからも維持・発展していくためにはどうしたらいいかということをまたしっかり考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 私は、今、ウォーキングそれぞれされとるというのはいいんですけども、実際に個人的にやっても、ウォーキング、間違った歩き方をされとる方もいらっしゃるわけですよ。ほいじゃけん、そこらは正しい歩き方、ウォーキングの仕方というものも取り組んでいかにゃいけんという問題があるのが、さっき言いま

したように、産学官医民の連携というのは、それぞれの面からの捉え方があって、ウォーキングをする前、ウォーキングをするとき、ウォーキングした後どうなるんかという、そういうところを追求していかんやいけないかというふうに思うんですよ。そのために何かそういうチームを組んで、今は役場だけでやりよるんで、そうじゃなくて、そういう何かチームを組んで、そういう歩く前、ウォーキングの途中、それからウォーキングの結果を検証してみるということも必要じゃないかと。それがひいては坂町を健康な町にしていくんじゃないかというふうに思うわけですね。これらの取組が、やや従来どおり、新しく取り組んでいただいて、例えばいきいき百歳体操では口腔体操を入れたり、そういうようなことがあるんですけども、やっぱり総合的に取り組んでいくということが出来る業者が町内にいらっしゃるわけですから、そこをもうちょっと活用していく必要があるんじゃないかというふうに考えとるわけです。そのところは、今後、どうでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かに言われるとおりでありまして、私も最近ウォーキングをあまりしてないんですけども、被災以降、それまでは、毎朝、一応8千歩から1万歩ぐらいは歩きよったんですけども、やはり私は歩き方は一応知っておるつもりでありますけども、そういう形で、例えばウォーキングを楽しまれる方に、そういう講習会を各医療機関とか大学関係のスポーツの関係の皆さんの方々の一応協力をいただきながら、そういう講習会等を開くことは非常にいいことだと思っておりますので、そこらはしっかり教育委員会とも連携しながら検討していきたいというふうに思います。

ただ、無理がいくと、限られた人の参加になるということが、今も26名云々というような話もありましたけど、そこを一番懸念をするわけでありまして、やはりウォーキングは無理のないように、何事も無理のないように、やはり歩くことによって精神的なリフレッシュもしながら、心身ともに明日からのまた生活に生かしていけるような、そういうふうなウォーキングができるような環境をみんなで作っていくために、今、議員のおっしゃったことも含めて、いろいろ検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 10番柚木 喬議員から「循環バスの見直しの提案」について質問願います。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 「循環バスの見直しの提案」の件で質問いたします。

令和5年12月定例会の一般質問で、坂町循環バスの将来方向として、デマンド相乗タクシーの添付資料を提示させていただきました。当日は突然の添付資料の提示で、十分なる対応がいただけなかったが、このデマンド型交通システムは全国各地で実施され、従来の流れが変わろうとしております。

このデマンド型交通システムにつきましては、行政としてどういう見解をお持ちかを伺います。

1点目、今の坂町循環バスは地域公共交通網形成計画に基づいて実施されております。これを固執し、継承しても、町民要望に満足できないと思うが、見解を伺います。

2点目、道路運送法第3条に基づく区域運行が、将来のデマンド型交通システムの軸となると思われまます。本町では提案も議論もされておられません。利用者にとって一番メリットが高いものとされているが、早急に切替えが必要と感じますが、いかがお考えか、見解を伺いたい。

3点目、この区域運行は、乗合タクシーで運行ルートやバス停を設けず、予約に応じて車両を配車することで、ドア・ツー・ドアの交通サービスを実施することや交通空白地帯をカバーできることがメリットと聞いております。全町実施ならば、高齢化対策や免許証返納施策にもなり、町民の足として欠かせないものとなると思いますが、見解をいただきたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「循環バスの見直しの提案」の件につきましてお答えをいたします。

本町におきましては、平成27年度及び令和元年度に「坂町地域公共交通網形成計画」を策定をいたしており、その構成につきましては、「坂町長期総合計画」、「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「坂町都市計画マスタープラン」、「JR坂駅周辺地区バリアフリー基本構想」などの計画を連動させ、今後における坂町の望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランとして作成をしております。

その中で、町民の方々にとって最も身近な「坂町循環バス」につきましては、皆様からの意向調査や満足度調査の結果を公表し、そのニーズに対応した運行の経過も併せて掲載をしているところでございます。

また、今年度におきましては、これまで多くの方々から坂町循環バスの土曜日運行を希望されておりましたことから、7月から12月の期間におきまして試行的に運行を実施し、「坂町循環バス検討委員会」及び「坂町地域公共交通会議」において検討していただきました。その結果を踏まえ、令和6年度より土曜日の運行を開始することといたしております。

デマンド交通システムにつきましては、「事前予約制の交通サービス」で、路線バスの運行距離が長く、利用者が少ない地域においては、効率性・経済性にも適したサービスと考えております。

議員御提案の、いわゆる「乗合タクシー」を本町に導入する前提といたしましては、まず、専門の事業者に参加をしていただくこと、また、利用料金がサービスに合わせて高額となることや、現状におきましては、携帯電話などのアプリを利用して個別で予約をしていただくことなどが考えられると思っております。

これに対し、坂町におきましては、低額で1時間に1本のペースで地域と地域を結ぶ循環バスを既に運行いたしており、現在、多くの方々が利用していただいております。

こうした中、令和6年度におきましては、持続可能な地域公共交通を可能とするため、「坂町地域公共交通計画」の策定を予定しており、地域の特性や移動の需要を把握するとともに、生活する住民に本当に使い勝手がよく、将来にわたり財政的な負担がないことなど、きちんと分析をした上で、例えば地域の住民相互によるボランティア運送やライドシェア、福祉・介護タクシーを活用した移動手段など、今後、坂町に合った交通体系であるかを慎重に協議・検討することが重要だというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町内の交通機関におきましては、「町民みんなで支え守っていく」ということを基本とし、引き続き、町民の方々のニーズに合わせ、皆さんが気軽に外出ができるような交通手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） なかなか私の提案はかなり突っ込んだ提案、質問をしたと思うんですけども、何か知らんけど、肩透かしの感があります。前回に引き続き、循環バスはどうあるべきかいうことを議論したかったんですよね。ところが答弁はなか

なか結論的には乗合タクシーを即やろうじゃないかという答弁はもちろんありませんでしたし、様々な問題点も提示がありました。

概略はそういうようなことを思うんですけど、一応、答弁いただいた概要いうのをまとめますと、6年度、土曜日運行は実施するということが1点目ですよね。

それから、デマンド交通システムは効率性とか経済性にも適したサービスであるんで、まだ諸問題があるけど、時期が早いみたいなことで、尚早であるということみたいですね、今の答弁は。

それから3点目、令和6年度においては、坂町地域公共交通計画の策定を予定しているということで、それにも期待しようと思いますけども、そういう予定しているということですよ。

それから4点目、将来的にはボランティア運送やライドシェアで、介護タクシーの活用も視野に入れて考えることが概要だと思います。

ところで質問ですけども、乗合タクシーを導入する際の諸問題で挙げられた専門業者というのは、これはまさにタクシー会社等々が軸であるし、固定電話での予約が可能だというのは、いろいろな市町でほとんど実際にされておるんです。そういう意味じゃ、このシステムを導入しても何ら問題ないと思いますが、この辺はどのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

今の固定電話でも大丈夫じゃないかという御質問でございますが、確かに、今、ライドシェアを行っている自治体におきましては、固定電話ということで受付をされるところは多いございます。ただ、国の方針といたしまして、今、DXの推進ということもうたわれております。近い将来、固定電話からまた携帯を使ったアプリのほうに移行していくものと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） いずれにしても、今、言われたように、将来的にも高齢者にデジタル化いうの、いわゆるスマホの活用を必要と思うんで、その辺もまた一つの乗合タクシーを予約するとか、あるいは予約するのに可能じゃないかと思います。

今、本格的な答弁はいただいてないんですけど、ボランティア運送なんていうよう

なことを言われましたよね、例えばこうなんだいうことで。これは地域の住民が主体になるもので、なかなか難しいものがあるんじゃないかと思うんですが、例えば事故の場合なんていうのは大問題ですよ、これ。車に乗せて、事故を起こしたのが、世羅町でも何かいろいろとあったけど、ボランティアですよいうて、事故の場合の危険性が物すごく考えられるわけですね。こんなのやっぱり代替策ということじゃなくて、例えばいうような表現されて、ここに盛ってるんですが、ちょっとその辺はあんまり深くをかけてもしようがないんじゃないかと思うんですけど、どんなですか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

ボランティア運送をはじめとするほかの福祉・介護タクシーを使った利用とか、そういう部分もございますので、ただ一つだけを、それを取り入れるというんじゃないしに、幅広く見て、それを取り入れるんだったら、何が問題であるかとかいうのも考えながら、何が有利で何が得なんかな、坂町に合ったものを考えていきたいと、そのように考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 例えばいう話でボランティア運送があるよというのは答弁だったんですけど、やはりそれが循環バスの軸になるわけじゃないんですよ。なかなかこの辺は循環バスをやりながらこれをやる人がおればええなのという範疇じゃないかと思うんですね。

それから介護タクシーの活用いうことをちょっと言われましたよね。これは物すごく私も一番思うのは、乗合タクシーの仲間に入ってもらって、軽の自動車が多いみたいですけど、小っちゃい路地に一応乗合タクシー方式で入ってもらいうことは大いに賛成で、要は乗合タクシーの仲間に入っていていただく、普通のタクシー会社を含めて、それはこれで活躍していただくことは物すごくええことじゃないかと思うんですが、この辺のちょっと見解を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

介護タクシーと福祉タクシーとか、そういうものが今も坂町内に事業所がございます。ただ、それを今の乗合タクシーで使おうとしましたら、それはまた法が関わってきますので、そこの規制の緩和というのが必要となってまいります。その規制の緩和





でしょ。だからそういうタクシー会社の管理下であるということで、なかなかそれも循環バスとかなんかの補足手段とすればいけるかもしれないけど、なかなかライドシェアもまだまだ先の話じゃないかと思うんですが、その辺の見解を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） まず初めに、今の介護タクシーを乗合タクシーにというお話がございましたけども、利用者の負担のことは議員は一切言っていないんですよ。それも大きな問題だろうと思うんですよ。そこもしっかり議員さんなりに、今、150円でずっと町内全域を走らせておるわけですから、それに勝るような負担軽減になるのであれば、それは大いに結構だと思いますし、そうでなければ、やっぱり利用者をはじめとした多くの皆さんの意見を聞かないと、幾ら言われても、それは応えることができないというふうに私は思っております。利用者の負担が増えるようなことを行政がやったら大変なことになるわけですから、そこは御理解いただきたいと思います。

それともう一点、今のライドシェアにつきましても、今、国のほうで、国土交通省をはじめ、国のほうでいろいろ検討をいたしておられるというふうに私は認識をいたしておりますので、その結論が出ないと、やはり私が、坂町が決めるようなルールではないわけでありますので、そこらを踏まえながら、今後、どうあるべきかということもしっかり検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 今、町長が言われたこと、今、一般的に1人1回300円から400円ということが何か一応言われてまして、いろいろと坂町ではどうなんかいことは私も分からんですけど、300円から400円はやっぱり高齢者が乗合タクシーで行ける、全国的なニュースの範囲なんですけど、そういうようなものとか、やはりそれをどうかいうのは、採算取れる範囲じゃないかと思うこととか、例えば情報ではもう一つあるんですが、そういうシステムの使用料を町が補助金で七、八百万円年間出して、それ以外は採算が合うとかいうようなことの事例がいろいろと紹介されているみたいです。システム使用料というのが、やっぱり初期費用と年間使用料がいろいろとあるんですけど、それを町がいわゆる潤滑油で補填するようなものが新聞紙上では言われてる話です。それ以上のことは私は分かりません。

一応最後に、今の交通空白地域を埋めるものとして、今の循環バス、現状を見れば、なかなか高齢者のため、町民のための循環バスにはちょっとになってないけん、何とか

早い時期にこういう乗合タクシー方式を検討いただきたいと思います。私、その趣旨で一応質問状の3点目ですか、様々なメリットがありますということをお書きしてるんですけども、高齢者も年ごとに高齢化していくというのが現状ですから、そんな1年も待つとかいうようなことじゃなくて、早めにちょっと対応の検討をお願いしたいんですが、町長、いかがなものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当然、高齢者の方もどんどん坂町でも増加をしてきておられるわけでありまして、その辺についてももしっかり検討はしていきたいと思ひますし、それがいわゆる令和6年度で検討する材料にもなっておるんだというふうにも思っております。

いずれにしても、行政だけではなく、やはりいろんな団体ともしっかりと、住民も含めてございますけれども、これからそういう高齢者、いわゆる交通弱者の移動手段については、一体的に、こうだからこれとかいうのではなく、やはり地域性もいろいろあると思ひます。道路の狭隘なところは入れないのは分かり切っておるわけでありまして、そういうことも含めて、道路の拡幅も含めて、住民の皆様のやはり協力をいただきながら、また新たな計画を、5年先、10年先の計画も立てながら進めていきたいと思ひますので、ひとつ御協力のほどよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 1番折中 智議員から「大規模災害・防災対策について問う」について質問願ひます。

折中議員。

○1番（折中 智議員） 「大規模災害・防災対策について」質問いたします。

本年初頭に大地震、航空事故、大規模火災など、防災対策が急がれる状況にありますので質問いたします。

まず一つ目、自衛隊に災害派遣要請した場合、大型回転翼機CH-47が使用され  
ると考えられます。当回転翼機が発着するには縦横100メートルの平地及び吹き流  
し、舗装の準備工事が必要と考えられます。

そこで、町内各小中学校に大型回転翼機が発着可能な設備工事を進めたいかがで  
しょうか。

2番目、本年で阪神淡路大震災から29年目に当たります。当地震での火災は漏電  
火災が基になることが多く、その後、震度5以上で電気を遮断する感震ブレーカーの  
設置が推奨されておりまして、当地震以降に電気盤の新設、更新の場合は当ブレーカ  
ーが内蔵されております。しかし、それ以前の古い電気盤を更新していない場合、感  
震ブレーカーがなく、漏電火災が懸念されております。

そこで、広報誌など、感震ブレーカーの設置推奨とブレーカー設置の補助制度の創  
設はできないでしょうか。

3番目、海岸部に近い避難所では、災害時の海水の使用・排出の利用もやむなしと  
考えております。

そこで、海水対応のトイレを設置してはどうでしょうか。

以上、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「大規模災害・防災対策について問う」の件についてお答えを  
いたします。

御質問1点目の「町内各小中学校に大型ヘリコプターが発着可能な設備工事を進め  
ては」についてでございますが、当町では、坂町地域防災計画において、ヘリコプタ  
ーによる災害応急対策を定めており、臨時ヘリポートの設定基準によりますと、「選  
定する際には、避難場所及び避難所との競合は避ける」としております。各小中学校  
は災害時には拠点避難所として開設されますことから、学校施設への臨時ヘリポート  
設置は考えておりませんが、大規模災害においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊  
により道路の通行が困難となることから、機動性に優れたヘリコプターで救助活動や  
物資の搬送などに有効に活用していきたいと考えております。

御質問2点目の「感震ブレーカーの設置推奨と設置に係る補助制度の創設はできな  
いか」についてでございますが、感震ブレーカーとは、震度5以上の地震を検知した  
際に自動的にブレーカーを落とし、電気の供給を遮断させ、電気が原因となる火災事

故を防ぐための効果があるとされております。設置推奨については、今後、検討してまいります。補助制度につきましては、国土交通省が感震ブレーカー設置について勧告している「地震時等に著しく危険な密集市街地」に県内は指定されていないことから、現在のところ考えておりません。

御質問３点目の「災害時のトイレに海水を使用しては」についてでございますが、東部浄化センターに問い合わせたところ、「下水道管に海水を流してはいけない」との回答をいただきました。災害時に通常のトイレが使用できない状況であれば、仮設トイレやマンホールトイレの活用を考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○１番（折中 智議員） ヘリポートについてお伺いしますが、小中学校に設置するのは難しいと、今、お聞きしたんですが、臨時使用を想定したヘリポートの設置に向けて、土地購入等をこれから動き出していきたいんですが、そのところをどうお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

前回といいますか、３０年の豪雨災害のときもそうでしたし、ちよくちよく訓練もしております。北新地グラウンドをそのような想定にいたしております。よりまして、土地を購入とか、そういったものについては今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○１番（折中 智議員） あと機能性に優れたヘリコプターで救助活動や物資の搬送について有効に活用していきたいという文言があったんで、それについてお聞きしたいんですが、機能性に優れたヘリコプターというのは、恐らく民間機のことを想定されてると思うんですが、大規模災害等というのは自然災害以外の災害も考えていく必要があると思うんですが、坂町というのは周辺に呉市だったり海田町、岩国市というのが近隣にありまして、そちらのほうに周辺事態等が起きた場合、放射性物質や細菌や有毒ガス等が投下された場合、当町にも被害があると思われます。その場合、民間機では飛行が困難な場合が考えられるんですが、その場合、どの組織のどのヘリコプターの飛行を想定されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えします。

地域防災計画にも書いてありますけども、ヘリコプターにつきましては、広島県が持つとるヘリコプター、また、広島市消防局、県警も持っております。海上自衛隊も持っております。このどれかを要請をかけていくものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君） ちょっと付け加えまして、ヘリコプター、今回、答弁させていただいた機動性に優れたヘリコプターということで、ヘリコプター全般がやはり飛行機とは違って離着陸にそんなに面積、滑走路とかも要りませんので、そういった意味で、機動性に優れたヘリコプターで救助活動やいうふうにさせていただいております。

それと、今、環境防災課長が申しました警察のヘリコプターとか広島市消防局のヘリコプターというのは、小型といいますか、中型といいますか、議員さんが言われた自衛隊のCH-47とかいうのは超大型でございます。だからこの小型のヘリコプターを使って、そういう救助活動なり物資の搬入を行うということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 2点目の質問についてなんですが、感震ブレーカーの設置についてなんですが、先ほど阪神大震災のときの漏電火災についてちょっと言及させてもらったんですが、一度、火災が起きた場合、能登地震でもあったとおり、消火する際に水道が使えない場合も考えられます。その際に当町では緊急車両が道が狭路のために近隣まで行くことが難しく、消火活動が困難になる場合も考えられますので、火災は事前に起こさないのが一番重要であると思っております。

そこで、補助制度について、難しいと聞いたんですが、全額補助ではなくても、例えば無金利で融資する等、そういったことは考えることはできないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 答弁書の中にもありますが、坂町では危険密集地域は指定されておられませんので、そういった補助は考えておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 質問3点目のほうのマンホール仮設トイレのほうの文言があったんですが、こちらは災害が、道路が寸断されたりした場合、長期間の使用をすることも考えられるんですが、そういった場合は、例えば海水対応トイレだけを置いておいて、いざ災害となった場合は、地上に塩ビ配管をして、仮設ですぐ海上のほうへ流すといった、既存の下水道管を使わずに使用する方法も考えられるんですが、その辺りをちょっとお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

直接し尿を海に流すのではなく、マンホールトイレや仮設トイレで対応したいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 最後にお聞きします。

マンホールトイレ等は最長何日ぐらいの使用ができるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 利用度にもよりますけども、横浜二部のトイレであれば、5トンの水がたまっておりますので、二、三日とは言わん使用できると思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 2番岡村繁範議員から「災害時の避難所運営方針について問う」について質問願います。

岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 「災害時の避難所運営方針について問う」の件について質問いたします。

昨今の度重なる災害の発生において、各地では様々な避難所の運営方針及び施策が講じられています。災害直後では民間主導での運営は現実的に厳しく、行政主導の下、避難所の開設運営は必須かとは思いますが、中長期的な避難所運営が必要な場合を想定し、以下三つについて、現状及び今後の施策があればお聞かせください。

1、住民主導の避難所運営に移行するための「共助」、「公助」の連携体制の構築

について。

2 番、坂町の自主防災組織についての詳細。

3、ペット同行避難可の避難場所について、可能施設と具体的な受入体制についてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害時の避難所運営方針について問う」の件についてお答えをいたします。

近年では地震、集中豪雨といった様々な災害が全国で発生しており、被災した自治体の避難場所や避難所の様子を報道で目にすることがあります。

坂町においては、災害の発生またはそのおそれがあるときにおいて、円滑に初期活動が実施できるよう「坂町職員初動マニュアル」及び「避難対応マニュアル」を作成しており、それに基づき職員の参集、避難場所の開設、運営等を行っております。

御質問1点目の「住民主導の避難所運営に移行するための「公助」、「共助」の連携体制の構築について」でございますが、当町では気象台が発表する避難情報により、避難場所の開設、運営等を職員が行っております。しかし、中長期の避難所運営となりますと、職員だけでは困難であり、地域で協力して取り組む「共助」が不可欠でございます。各住民福祉協議会と町が連携して、避難者の日常生活の運営に取り組む体制が必要であると考えておりますので、今後、防災士の会議等の場を活用しながら意見交換していきたいと考えております。

御質問2点目の「坂町の自主防災組織についての詳細」でございますが、自主防災組織とは、災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」であり、町内13地区自主防災組織が設立され、活動していただいております。

御質問3点目の「ペット同行避難可の施設と具体的な受入体制について」でございますが、ペット同行可能な施設は、室内ではなく屋根の下ではございますが、8か所ございます。ただし、警戒レベルに合わせ避難場所を開設をいたしますので、防災行政無線や坂町ホームページなどで確認後、避難をお願いいたします。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 質問1に対して、中長期的な避難所運営には共助が不可欠でありまして、また、回答にありますように、防災士の会議等の場を活用しながら意見



交換をしていきたいという回答をいただきました。

ここで、ちょっと私ごとではありますが、先日、石川県の能登町役場周辺にて、4日間で4か所の避難所での炊き出しの支援を行ってきました。その際、避難所運営の視察も行いました。その中で、高齢者のみが避難していて、行政運営でしかできない避難箇所が1か所、行政主導の下、民間がフォローする避難箇所が2か所、また、地域住民が完全な運営を行っている避難所が1か所など、環境により様々な形態があることも感じました。

避難所の運営は避難所利用者が主体となるという観点から、公助で主導し、共助へ育成する必要があるかと思います。

例えば静岡県では、避難所HUGというものがあまして、これは避難所の運営を学ぶためのゲーム方式の講習で、例えば部屋割り、炊き出し、仮設トイレの配置などの生活空間の確保などの出来事に対し、意見を出し合いながらゲーム感覚で避難所の運営を学ぶものです。

今後の備えとして、まずは行政主導にてHUGを学ぶことを検討していただきたいと思います。と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 避難所の運営につきましては、役場職員のほうで、今、行っておりまして、大規模の災害が起きたときには、地域の住民協のほうでも避難所の運営をしていただいたというのは覚えております。

今後につきましても、そういった大規模が起きたときには、当然、町の職員もやりますし、地域の住民協の方もお願いすると思いますけども、また防災士の方もこのたび集まっていたいて、いろんな意見をいただいた後に、また進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 民間でやっぱり育成していく中で、初動に関しては行政主導で行っていただき、それを共助の観点で民間にどう落とし込んでいく、育成するかということが大事なので、引き続き、そういった観点で指導いただければと思います。

最後に、ペット同行避難についてですが、現在は広島県のホームページには掲載されていますが、坂町のオフィシャルサイトの中では、同行避難所の情報開示等、こ

ういった詳細がないかと私の認識ではあります。

例えばペット同行について、これに伴うガイドライン等の記載もしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） これまでペットと同行避難できる場所につきましては、広報と一緒にチラシなどを配っております。また、これにつきましても、これからホームページで掲載と、それと同時に、広島県がペット同行避難のガイドラインがありますので、併せて見れるようにはしたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） ちょっと付け加えますけども、あとハザードマップのほうに避難所であるとか一時避難場所が掲載があります。そちらのほうにも、今後、作る分につきましては、ペット同行可とか、そういったものが分かるようなハザードマップに記載していきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 5 番向田清一議員から「ベイシティー坂の今後の賑わいについて」質問願います。

向田議員。

○5 番（向田清一議員） 「ベイサイドビーチ坂の今後の賑わいについて」。

昨年4月に物販施設モンベルと飲食施設スタックが開店スタートして1年を迎えようとしています。坂町の魅力情報発信としてマリンスポーツ、ビーチスポーツ、背後地のトレッキングの拠点として、町内外、日本全国に発信してきたと思います。

キャンプ場、バーベキューの施設整備等、また、地域で取れた物産の展示販売と、多くの課題を抱えて出発しました。町内外から多くの人が集える場でもあり、行政と企業、地域住民の相互協力で盛り上げていこうと言われてきました。

今後のにぎわいに向けて、下記の点についてお伺いします。

一つ、キャンプ場、バーベキューの施設整備等、また、地域で取れた物産の展示販売はいつから実施されるか、スケジュールをお聞かせください。

当初、駐車料金は夏季の海水浴シーズンだけで、その他の時期は料金も無料でした。今後もこの状況を継続するようなことも報告がありました。海水浴シーズン以外は無

料化にならないかお聞かせください。

背後地のトレッキングは砂防堤の工事関係の影響か、進捗、全体像が全く見えませんが、具体的にどのように進めていかれるのでしょうか、お聞かせください。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ベイサイドビーチ坂の今後の賑わいについて」の件についてお答えをいたします。

坂町全体の魅力発信と、さらに多くの交流人口、関係人口の増加、地域経済の循環を図っていく上で、坂町のシンボルとなるベイサイドビーチ坂の新たな賑わい創出や利便性、サービス向上は重要であり、県との連携をはじめ、民間事業者、地域おこし協力隊員など、各方面からの新しい発想も参考にしながら取組を進めているところでございます。

こうした中、御質問１点目の「キャンプ場などの施設整備、地域物産の展示販売のスケジュール」でございますが、現在、広島県スタートアップ共同調達推進事業を活用し、ベイサイドビーチ坂を拠点とした賑わい創出に向けた実証実験プロジェクトに取り組んでいるところであり、その一つとして、令和６年度にはビーチの一面を利用したキャンプ事業を実施することを計画をいたしております。

また、今後、県やモンベルとの調整が必要となってまいります。キャンプとタイアップして地元食材を使ったバーベキューやアウトドアレジャーなども提供できないかといったことも検討しているところでございます。

地域物産販売につきましても、カキ小屋やお魚市、野菜市などを想定いたしており、今後、実現するための場所や手法などについて、関係者の御意見を伺いながら協議してまいりたいと考えておりますが、現在、整備をしております横断歩道橋の完成後において、人の動線や全体的なレイアウトを考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

御質問２点目の「海水浴シーズン外の駐車場の無料化」についてでございますが、駐車料金につきましては、広大なビーチを適切に維持管理していくことに加え、年間を通じた観光スポットとしてより魅力を高め、来場者の皆様に快適に過ごしていただくためのサービスや投資に充てるためにも、一定程度の受益者負担は必要なことだと考えており、多くの観光地では、環境維持のための駐車料金の負担は一般的になって

おります。

一方、開閉時間の在り方や駐車料金の設定、国道31号の通行車両への1時間無料であることの視認性向上などについては課題意識を持っておりますので、有料化以降の状況も踏まえ、関係先とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

御質問3点目の「背後地のトレッキングの進捗」でございますが、昨年6月に開催いたしました「ひろしま「山の日」県民の集い」では、ベイサイドビーチ坂をメイン会場とし、モンベル協力の下、ベイサイドビーチ坂から背後地の水尻ベイサイド遊歩道、天狗岩遊歩道を通り、天狗岩を往復するトレッキングツアーを開催をいたしました。また、「ようよう坂町ウォーキング～里山散策～」では、水尻ベイサイド遊歩道の展望台を往復するウォーキングイベントも開催し、いずれも海と山が接している坂町を満喫できたと好評をいただいているところでございます。

毎年行っております「ひろしま森づくり事業」による遊歩道などの整備を計画的に進めていくとともに、現在、トレッキングの拠点となるベイサイドビーチ坂にコースや見どころポイントなどを紹介した木製案内板を設置することといたしております。

これらを通じ、トレッキング愛好家や各種団体のイベント参加者など、多くの皆様に坂町のふるさと、海や山の自然を満喫していただきたいと考えており、横断歩道橋の完成後には、より安全な動線が確保され、安心なトレッキングが可能となると考えております。

今後、復旧から復興へと本格的にかじを切っていく中で、復興への象徴であるベイサイドビーチ坂の賑わいを創出し、その勢いを町内全域に波及していけるよう、引き続き、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） ベイサイドビーチは観光起爆剤として5億円を超す投資をしてまいりました。集客効果はどうだったのでしょうか。最近、飲食施設MABUIがお店を閉じているようです。当初、5年契約と聞いていましたが、撤退するのか。契約はペナルティーはどのようなになっているのでしょうか。重要な飲食施設が欠けることは致命的とも思われます。今後、坂町のシンボルとして展開していくための対応をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 車地総務部長。

○総務部長（車地孝幸君） お答えいたします。

議員さんおっしゃられたように、飲食施設のMABUIさん、今、お店を休まれている状況は承知しております。2月の下旬だったかと思うんですけども、町のほうに現在の状況を報告に来られまして、3月から正式にお店を休まれるということで、当初、何もアナウンスがなかったもので、MABUIさんのほうに話をしましたら、この前の土曜日ですかね、2日の日に貼り紙をしていただいて、貼り紙を確認しましたら、2月いっぱい一旦休業という。MABUIさんは閉店という表現をされておるんですけども、その次の今後のことにつきましては、現在、町のほうといろいろ協議をしているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 町のシンボルとして重要な拠点なので、早急に対策を練っていただきたいと思います。

次の2番目に移ります。

バーベキュー、キャンプ場について、実証実験プロジェクトに取り組んでいるとのこと。いずれも計画、検討に終わっているようです。集客を増大するためにも、早急な対応が必要ではないでしょうか。

お隣の狩留賀の海水浴場を見ますと、給水設備、かまど、建屋なども必要と思われます。案内掲示板もたくさんあります。このような場所は家族そろって来客するため、子供の遊び場、遊具なども必要になってくるのではないのでしょうか。相当な予算が必要となります。

2024年度の予算を見ましても、県からの委託料5,593万円があります。新たな設備を造る予算になっているのでしょうか。計画スケジュール、予算の確保をしないと前に進まないような気がします。どうされるかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

キャンプ場の事業ということでございますが、答弁でもございましたように、令和6年度から、時期はちょっとまだ定まっておりますが、キャンプの事業をスタートアップ共同調達推進事業により実施していただくように進めております。

あと来年度の予算につきまして、県から委託金を頂くというような予算を計上して

ございますが、こちらにつきましては、あくまでもベイサイドビーチ坂を、今年度、緑地のほうの管理をいたしましたものと合わせて、今度は海水浴場の準備に係る砂浜の整地でありますとか、そういったちょっと予算が張るような事業を町のほうで6年度は受けてまいりますので、あくまでもベイサイドビーチ坂の管理に伴うお金で計上いたしております。

今後につきましては、またそういったスタートアップ事業、その他ございますので、そういうことも実施をいたしながら、にぎわいを創出していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） とにかくスケジュール予算をしっかりと確保していただくようお願いして、次に移ります。

後ろの山の溪谷を満喫するトレッキングですが、砂防堰堤工事が終わってないようで、歩道も簡易鉄骨で組んで通れるようになっていますが、看板案内も少ないようです。コースや見どころのポイント等に紹介案内の木製の案内板を設置すると回答いただきましたが、電車から降りた遊歩道の入り口付近に大きな案内板を設置したらどうでしょうか。仮称ですが「ようこそ坂町水尻遊歩道へ」とか「ようこそベイサイド遊歩道へ」とか、大きな文字で案内するのがいいのではないのでしょうか。

平成ヶ浜にある森山ルートの案内掲示板はよくできていますが、「悠々健康ウォーキングのまち坂町」とあります。表題の文字が小さくて、客を引きつけるような元気の出る掲示板にできないものでしょうか、御検討ください。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

トレッキングにつきましては、現在、ベイサイドビーチ坂の中にトレッキングの案内看板を設置を考えてございます。

内容につきましては、全町的な遊歩道でありますとかふるさと自然のみち、それに通ずるウォーキング・トレイルでありますとか、ウォーキングができるようなコースを町全体でお示しをいたしまして、それぞれのルート、代表的なルートにつきましては、見どころでありますとか、そこから眺める風景でございますとか、そういったものを看板によって案内をしていきたいと考えてございます。

また、モンベルさんもトレッキングについて事業を予定をいたしております。モンベルさんとも連携をいたしながら、そういったモンベルさんの会員数も広島県にはかなりの数がおられるということで、そういった会員さんを通じまして、そういったトレッキングの愛好家などにも御紹介を、SNS上で紹介をいただきながら、トレッキングの催しなどにつきまして開催をしてみたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時38分）

（再開 午後 1時38分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） 申し添えます。

看板の大きさでございますが、横幅が2メートル、縦が1メートル程度の看板でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 日本に誇るベイサイドビーチなんで、もっと大きなのが欲しいなと思いました。

次に移ります。

開門時間について、令和6年度から県からの全面的に管理事務委託を受けたと聞いています。コンピューター管理なので、設定を変えればいつでも変更できると思います。夏場の開門時間を4時、冬場の開門5時に設定していただけないでしょうか。

釣りをする人は朝マズメ、夕マズメといって、この時間帯を逸したら魚の釣果がなかなか上がりません。以前は焼却場側の波止には20人前後の人が夜が明ける頃にはさおを出していました。一番の楽しみで、希望を断たれた状況です。改善をお願いできないでしょうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

ベイサイドビーチの開閉時間につきましては、現在のところ、朝の9時から夜の10時ということで定めております。こちらについては広島県の条例に伴いまして、その時間を徴収できるものというふうに定めておりまして、その時間に設定をいたしております。

今年度、海開きをした後には、そういった機械の管理となったということで、いろいろなスポーツの団体でありますとか、そういった方々からの開門時間を変更していただきたいというような御要望もいただいております。そちら要望いただいておりますことから、町のほうも広島県と、今現在、協議をいたしておるところでございますが、開門時間につきましては、なるべく早く開けれるような形で、現在、調整をいたしているところでございます。

閉門時間につきましては22時ということで、今現在設定いたしておりますが、こちらにつきましては、暴走族対策等もございまして、あまり遅くまで開けとくということは、ちょっと町のほうでは現在のところ考えておりませんので、現在につきましては、開門時間について県と調整をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） あわせて、料金の問題ですが、海水浴シーズンのみ有料で、ほかの季節は無料でした。議会の答弁でも、基本的には今と同じ形態になるだろうと今は考えていますという答弁だったんですが、町民に対して負担となるようなことは避けていただきたい。回答は一定程度の受益者負担は必要であると言われましたが、集客を上げるためにも無料化が望ましいと思います。

以前にも坂町民は半額にしてもいいんじゃないかというようなこともこの議会で取り上げましたが、このことも含めてどんなでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

駐車料金の件でございますが、こちらにつきましても、当初、1時間無料ということで、残る3時間をマックスとして600円を取るようなことで条例で定めてございます。こちらにつきましても、現在の利用状況等がございしますが、ほとんどの方が、7割ぐらいの方が、現在、1時間以内、無料の期間内で退出しておるような状況でござ



ざいまして、残る30%の方が1時間以上いらっしゃるというような状況でございます。ここらをそういうデータも考慮しながら、現在、広島県ともそういった料金の在り方については検討をしているところでございます。まだはっきりとは決まっておりませんので何とも言えませんが、そういうことで、今、調整をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「デジタルとアナログの共生について」質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 「デジタルとアナログの共生について」御質問いたします。

令和5年度町長施政方針において、「本町のデジタル活用について、デジタルに不慣れな住民が取り残されることのないよう、デジタルとアナログが共生する「人に優しいデジタル変革」を念頭にこれまで取組を進めてきた。そして令和5年度以降においても、国が打ち出した総合戦略を踏まえつつ、町の独自の施策として、「デジタルとアナログの共生」を基本としつつ住民の皆様の利便性の向上と、地域課題の解決に対し、デジタル技術の活用を積極的に進めていく」と町長はこのように述べられています。

そこで、お尋ねします。町民にもよく分かるよう御答弁ください。

1点目、今年度の施政方針の念頭に置かれた「人に優しいデジタル変革」、「デジタルとアナログとの共生」とは何ですか。

2点目、坂町は独自の施策として「住民の利便性の向上」並びに「地域課題の解決」に対し、デジタル技術の活用を積極的に活用するとしています。何をどのように活用し、町としてどう取り組んできましたか。

3点目、令和6年度に開設される「保健総合相談窓口」には、「デジタルとアナログが共生するデジタル変革」のアイデアをどのように盛り込まれましたか。

4点目、本町が目指すのは「小さくても光り、輝くまち」であります。そのためには「デジタルとアナログが共生するデジタル変革」を積極的に活用し、推進していくべきではないでしょうか。本町が進むべき道はどこにあるのか。将来的な展望について、町長の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「デジタルとアナログの共生について」の件についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスの全国的かつ急速な蔓延は国民生活や経済に甚大な影響をもたらし、接触機会の低減を図るため、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した新しい働き方や生活様式が定着する契機となりました。

こうした中、令和２年１２月、国において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

同時に、総務省は「自治体ＤＸ推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項及びその内容を公表しました。

本町では、こうした国の基本方針等を踏まえ、「坂町第５次長期総合計画」に基づく情報通信技術を活用した効果的かつ効率的な行財政運営の実現を具体化するため、令和３年１０月に「坂町ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）推進計画」を策定をいたしました。

御質問１点目の「人に優しいデジタル変革」及び「デジタルとアナログの共生」についてでございますが、デジタル技術の進展が目覚ましい今日、人が担ってきた様々な作業を情報通信技術を活用することで、自動化・省力化・効率化を実現することが可能となっております。

しかし、こうしたデジタル技術を一辺倒に導入することは、情報通信機器の操作に不慣れな高齢者等を取り残すことにもなりかねません。本町ではこうしたことのないよう、人の気持ちの汲み取りや思いやりの優しさが必要な相談対応をはじめ、地域の方と十分な協議が必要なまちづくりなどには人による対面と対話によるアナログで対応し、デジタル化により住民サービスの向上や業務の効率化が見込まれる分野には積極的に情報通信技術を取り入れるなど、丁寧な説明が必要な高齢者等への配慮を念頭に、場面に応じてデジタルとアナログを使い分けたり併用する、すなわち、デジタルとアナログの共生による人に優しいデジタル変革を実現してまいりたいと思います。

御質問２点目の「坂町独自施策としてのデジタル技術の活用や取組の状況」についてでございますが、本町の施策や取組を迅速にお知らせする「坂町公式ＬＩＮＥ」の開設、２４時間いつでも町内施設やグラウンドの利用予約及びキャッシュレス決済が

可能な「坂町公共施設予約システム」の導入、河川の氾濫による災害から身を守る「河川監視カメラ」の設置、役場に来庁することなく住民票の写し請求など証明書の取得ができる電子申請システムの構築、さらには、児童生徒の欠席連絡をLINEから行うことができる仕組みの導入などを進めてまいりました。これらはいずれも自治体等で導入実績のある優良なシステムを基盤に本町の実情や意向を反映し、独自に構築をしたものでございます。

御質問3点目の「令和6年度に開設する「保健・福祉の総合相談窓口」における「デジタルとアナログが共生するデジタル変革」のアイデア」についてでございますが、オンライン上で相談者御自身の置かれた状況に合わせて、国や自治体が用意する福祉的支援メニューの中から最適な支援・援助制度を抽出できたり、窓口等での相談予約が可能な仕組みの構築を考えているところでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど情報政策監から御説明をさせていただきます。

御質問4点目の「本町が進むべき道はどこにあるのか」についてでございますが、本格的な人口減少時代の到来を踏まえ、本町の限られた人員で複雑多様化する地域課題や行政課題を克服していくためには、単なる業務の効率化を図るだけではなく、健康福祉・子育て・教育・環境防災・土木・地域の賑わい創出など、あらゆる政策分野においてデジタル技術を効果的に活用し、デジタルとアナログが共生する社会を実現していく必要がございます。

そのため、令和6年度以降、幅広い政策分野での長期的かつ計画的なデジタル活用を念頭に、必要な人員・組織体制を整備し、持続発展的に「人とまちが光り輝く坂町」を実現してまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時53分）

（再開 午後 2時05分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 鳴川情報政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） 先ほど町長の答弁にもございました令和6年度に開設し

ます保健・福祉の総合相談窓口において導入を予定しております情報システムについて御説明させていただきます。

このシステムはスマートフォン、タブレットなどから本町のホームページ上に構築するお悩みハンドブックのサイトにアクセスいただき、あらかじめ用意された生活のお困り事などに関する質問に順番にお答えいただくことで、多数ある国や自治体の福祉的支援策の中から御自身に最も適した支援、援助制度、相談先窓口を見つけることができるもので、どこにどう相談したらよいかお悩みの方や、他人に相談しづらいといったお悩みをお持ちの方のお役に立てるものとなっております。

あわせて、事前に御相談されたい日時をオンラインで予約することが可能で、役場窓口でお待たせすることなく、スムーズに御相談できる機能を備えております。

また、本システムは相談者御本人だけではなく、役場窓口の職員や専門の相談員がヒアリングを行う際にも活用することを想定いたしており、迅速かつ的確に解決案の御提示ができるものと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 鳴川政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） 補足いたします。

先ほど、そのシステムから予約はできるんですけれども、当然、電話等でも今までどおりアナログでの対応も承っております。付け加えます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） とても詳しい御答弁をいただきました。

特に保健・福祉の総合相談窓口のデジタル化については、大変住民からも、もちろん議会議員も期待しているところございまして、ぜひ成功させたいと、あるいはしていただきたいと思っております。

それでは、再質問をちょっとさせていただきます。

国が実現を目指すデジタル田園都市国家構想の目的とは、全国どこでも誰もが暮らせる社会を目指すこととございます。そのために国は5か年の計画で、デジタルの力を活用して地方創生を加速化、深化、深めるですね、各地域の優良事例の横展開を加速化する、これまでの地方創生の取組についても改善を加えながら推進すると、非常に積極的であります。

しかし一方で、このような社会状況においても、国内ではまだまだデジタル化に対してアレルギーを持つ方が多いと聞いています。私も恥ずかしながら、いわゆるスマホに切り替えたのが5年前でございまして、それまでいわゆるガラケーというものを使っておりましたけども、これはもはやいろんなところへ行って、ちょっと使い道がないというか、通話をするだけであればよろしいわけですけども、そのほかのことに關してはスマートフォンがやはり便利であるし、慣れると使いやすいわけですけども、そんな中で、そういったアレルギーを持つ人、デジタル化にアレルギーを持つ方への対応を町はどのように進めていくのか、ちょっとその辺りをもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 鳴川政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） 先ほど町長の御答弁にもあったように、いわゆるデジタルの活用ということで、それ一辺倒ではなかなか情報操作に不慣れな方でございますとか、あるいは、これまでアナログに親しんでこられた高齢者の方、こういった方を取り残すことにもなりかねないというふうに考えております。

しかしながら、一方で、今の若い世代の方、さっきの答弁では20代から50代はほとんどスマホを持っていらっしゃるということも現状もありまして、そういった方は、生まれたときからいわゆるデジタルに親しんでおられて、それが当たり前の世の中になっていると、いわゆるそのデジタルネイティブということが言われております。

こうしたように、本町におきましては、御高齢の方ももちろんいらっしゃいますし、若い世代の方も平成ヶ浜地区を中心に多いということで、そういった両方の方のお立場をしっかりと考えながら、かといってデジタル化の流れを切らしちゃいけない、本町だけがデジタル化が遅れることは絶対あってはならないと思いますので、両方の方の配慮をしつつ進めるということで考えております。

具体的には、これまで本町におきましては、まずは先ほど議員がおっしゃったスマートフォンの操作に慣れていただく。スマートフォンというのはいろんなデジタル技術が集約しておりまして、キャッシュレス決済ですとか、LINEで情報交換とか、いろんなことができるような機能が備わっております。ただ、御高齢の方は、スマートフォンは持ってらっしゃっても、なかなかその使い方まではよく御存じでないという方もいらっしゃいますので、まずは触れて、実感して、その便利さを実感していただくということで、町内4か所においてスマートフォン教室を開催して、御高齢の方

に来ていただいて、やっぱりこれは便利だねということを感じていただく、そこからスタートしたいと思っています。この取組につきましては、来年度以降も少し内容を充実した形で継続してスマートフォン教室を開催していきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 大変よく分かりました。

デジタル化アレルギーの方を、人の指導というアナログでぜひ改善していくというか、使えるようにお願いしたいと思うんですが、ちょっと次の質問なんですが、国は、本年度、デジタル行財政改革を改定いたしまして、書かないワンストップ窓口、今の保健・福祉の総合窓口と一緒に、フロントヤードの改革、窓口の改革、いわゆる住民と行政の接点の推進を進めていくと。

そこでお尋ねいたしますが、このデジタル行財政改革の中には、教育DX、地域交通、ドローンの利活用などが含まれております。特にドローンに関しましては、坂町内にも防災等に役立てるべく、防災士の方や関係の団体がおられます。こうしたデジタル化の流れの中で、本町はドローンの利活用についてはどのようなお考えをお持ちですか、お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 鳴川政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） お答えいたします。

議員御認識のとおり、ドローンの活用につきましては、様々なことができるということでございます。防災をはじめ、有害鳥獣対策でございますとか、農業、観光、測量とか、様々な分野で活用が期待されております。

こうした課題を解決する有効手段としてドローンがあるわけでございますけれども、とりわけ災害時におきましては、地域の被災状況を把握して、いち早く情報共有を図る、こういったことが重要となってきます。その方法といたしましては、例えば消防団の方による現地の目視での確認、あるいはヘリコプター、これは県とか消防と連携して空撮する、そういったことで状況を把握するということもございます。

特にドローンにつきましては、人による簡単な操作で飛ばすことができますし、遠隔操作で行きたいところに飛ばすということもできます。なおかつ、人やあるいは車両が入れないようなところに活用するという、いろんな活用方法がございます。

しかしながら、一方で電波の届く範囲も限られておりますので、そういった、今、申しましたヘリコプターであるとか、消防団とか、そういったものをトータルで考えた上で、ドローンがどういうふうに活用できるのかといったことをしっかり考えた上で、今後、トータルとしての防災対策の位置づけの中でドローンが有効であれば積極的に取り入れていくという考えでおります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） ぜひドローンの利活用をこれからも考えていただきたいと思いますが、最後に町長にお尋ねをいたします。

いろいろと御答弁もいただきましたし、私も何でもかんでもデジタル化にするというわけにはこれはいかないと思います。これからもぜひ地道にやはりこつこつとデジタル化を進めていっていただきたいと思います。

そして、全国町村会長である吉田町長には、デジタル化だけではないわけですけど、国内外の様々なノウハウや情報を、やはり情報が入るという、そういうお立場であるというふうに考えております。そこで、この坂町が、町内の若者が町の将来に夢を持って、そして誇りに思える、そうした日本有数のデジタルタウンに坂町がならないかなと、私、個人的にそう考えてるわけですけども、そういったデジタルタウン坂の実現に向けてぜひ一步踏み出していただきたいと思うのですが、現時点での町長のお考えを伺って、質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） やはり私もどちらかといいますとデジタル音痴に近いほうだというふうに思っております。これから若い世代が本格的にこのデジタルを活用して地域づくり、まちづくり、あるいは国づくりをしていくんだらうと思っております。それにはやはり義務教育のときからしっかりこのデジタルに対する認識と申しましょうか、そういう学力をつけてもらうことも大切だと思います。

ただ一点、例えば書かない云々とかさっきも言っておられましたけれども、それを小っちゃい子供のときからやりますと、今度は字を覚えることを忘れてしまうんですよ。そういう弱点もあると思いますし、やっぱり総合的に、今、言ったようなことがちゃんと習得できるような体制をつくっていくことが大切なんだと私は思っております。教育の中には体育・文化の部活動もありますし、皆と一緒に同じ目標に向かっ

て、汗をかきながら成長していくということも非常に大切なことでもありますし、そういうことも含めて、デジタルもしっかり取り入れて、全体的に坂町で、坂の学校で育った子供たちがやはりふるさと、自分の育った地域、町を将来にわたって守っていくんだと言えるような状況をつくっていくこともデジタルにつながってくるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番柚木 喬議員から「令和6年度予算の物価高対策と子育て支援の対応について」質問願います。

○10番（柚木 喬議員） 「令和6年度予算の物価高対策と子育て支援の対応について」お聞きします。

令和6年度の物価高対策と子育ての対応をお聞きします。

1点目、子育て支援のための保育料の無償化について伺います。

一部の自治体で第2子以降の保育料を無料とする動きがございます。本町での対応を伺います。

2点目、こども医療費助成事業については、令和6年度より中学3年生から高校3年生まで対象年齢を引き上げることとしたことは大変評価しております。一部負担金の撤廃はどう考えられますか。予算額は幾らと予測できますか。

3点目、物価高の中、学校給食費の支援を一定期間実施すると聞いておりますが、将来的に学校給食の無償化をどのように考えておられるかを伺います。

4点目、過去の質問で、物価高の中、社会的弱者（障害者世帯、寝たきり老人世帯、ひとり親世帯、約650世帯）の生活支援について水道料金等の減免を提案をいたしました。予算づけはしないのか、今後の対応をいかがお考えかを伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「令和6年度予算の物価高対策と子育て支援の対応について聞く」の件についてお答えをいたします。

御質問1点目の「子育て支援のための保育料の無償化」についてでございますが、坂町における保育料の無償化は、国の制度により令和元年10月から子供の年齢や保護者の所得等に応じ実施しているところでございます。

県内でも一部の市町で3歳未満の保育料無償化の動きがあることは承知をしておりますが、本町の子育て支援策といたしましては、坂町こども医療費助成制度の拡大・



充実、保育園、こども園、小中学校の給食費の令和6年4月から7月までの無償化、また、学校における教育環境の整備など、優先順位をつけながら総合的に実施をしていきたいと考えております。

したがいまして、御指摘の3歳未満の保育料無料化については現在のところ考えておりません。今後、国の動向も注視し、どうあるべきかを考えてまいります。

御質問2点目の「こども医療費助成事業の一部負担金の撤廃はどう考えているか。予算額は幾らか」についてでございますが、このたびの坂町こども医療費助成制度の拡大・充実は、物価高などの社会情勢を踏まえ、子育て世帯のさらなる経済的負担の軽減を図るため、対象年齢を高校3年生相当までに拡大するとともに、所得制限を撤廃するものでございます。一部負担金の500円につきましては、制度の安定的な持続性を確保するためと、受益者負担の観点から継続して実施することとしています。

なお、一部負担金を撤廃した場合、一般財源が年間約1,200万円必要になると試算をいたしております。

御質問3点目の「将来的に学校給食の無償化をどのように考えているか」についてでございますが、学校給食費の支援につきましては、国からの交付金の決定を受け、まずは物価高騰に伴う子育て世帯の家計の負担を軽減するため、令和6年4月から7月までの給食費について無償とし、あわせて食材費購入の支援を行うこととしております。

給食費について国でも議論がなされておりますが、今後も国の動向を注視して、どうあるべきかを考えてまいります。

御質問4点目の「物価高の中、社会弱者の生活支援について、水道料金の予算づけと今後の対応」についてでございますが、以前にも同様の御質問をいただき、その都度、お答えをいたしてまいりましたが、生活支援については、住民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティーネットである国の各種社会保障制度により、令和5年度において、住民税非課税世帯及び均等割りのみの課税世帯へ10万円、子供1人当たり5万円の給付を行うなど、それぞれの環境や状況に応じて適切な給付がなされていると認識をしております。したがいまして、現時点で水道料金等減免の実施は考えておりません。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） まず、1番目の保育料の無償化についてちょっと質問させていただきます。

6年度予算については、ほとんどの新聞情報による町しかないわけで、2月中旬頃からずっと各市町村の情報がどんどん上がってきよるんですけど、全て市町村、子育て少子化対策が重要だとの認識で、今から申し上げる県内市町村が対応してます。

まず、3歳未満児の保育料の無償化は県内は3市町、第2子以降が3市町、無償化すると、私の範囲ですけども、情報で捉えてます。したがって、県内でもこの6市町がいわゆる無償化の予算づけしてるというふうなことでございます。

3歳児未満を3市町と同じように実施すれば、保育料の完全無償化が実現するわけですね。当然、3歳以上は今まで無償化ですよ。3歳未満児を3市町と同じように実施すれば、保育料の完全無償化が実現するんですけども、これはもうちょっと先であるという答弁があった。ただ、私が質問した第2子以降の答弁は特にありませんでしたけど、この辺はどう思われているんですか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 3歳未満の2子以降の無償化についてでございますが、これについては、坂町の場合、今、3歳未満児の保育児童の数がかなり増えてきておりまして、そういった中で、今、無償化に踏み切るということになりますと、なかなか保育園が受入体制とかいうのが整わない。特に保育士不足については、広島市を中心とした都市部において、かなり保育士不足というのは顕在化しております。そういった中で無償化を進めてまいりますと、どうしてもそういった子どもさんが増えていくということでありますので、もし無償化するのであれば、そういった環境整備を先に整えた上で実施することが必要だというふうに考えております。

また、市町によっては、今、言われたように、無償化に踏み切ったところもありますが、坂町については、今、町長の答弁にありましたように、ほかの施策をしながら、総合的に無償化についても考えていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 一応、3歳児未満の保育料無償化をちょっとやっぱり一挙に追っかけるのは無理じゃけん、今回の質問は第2子以降の流れをちょっと追っかけたんですよ。一つのステップなんですよ。だから3歳児の無償化の入り口なんで

すよ。これはぜひともまた早急に検討いただきたいと思います。

それから、ちょっとまた保育料の現在の規定のことなんですが、3歳児未満の、何かいろいろと読ませていただいたら、条件をつけ過ぎる感があるんですね。例えば所得制限があったり、あるいは多子世帯、子どもの多い世帯とかひとり親世帯の条件が多かったり、これを例えば撤廃したり、シンプルにせんと、子育てができるようにならないと思うんじゃないけど、その辺はどんなですか、規定について。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 今現在、坂町においては、第2子、それから第3子以降も、国の基準、制度によってそういったことがなされております。これについては、第2子については、同じ保育園におる子供を第1子としてカウントして、その中で第2子については半額、第3子以降については無償というような国の制度でやっております。そういった中でやっておりますので、特段、そういった難しいような規定ではございませんので、そういった中で、坂町についても国の基準にのっとって、今、半額、無償化のほうを実施してまいっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 3問目の質問は2点目の医療費についてちょっと伺うんですが、本町においては子どもの医療費助成は令和5年度から一気に6年度は高校3年生までに拡大され、所得制限も一応なくなったんですね。私、質問したいのは、一部負担金のことも一挙にどうでしょうかということ、撤廃を考えてはどうかということで、1,200万円かかるというような答弁がありました。

これも私がちょっと新聞情報で、最新情報で得た情報ですけども、これ本家のこども家庭庁が調査した結果を、今、ちょっと申し上げます。令和5年4月1日現在の情報として、医療費についてですよ、高校3年生までが通院で69%の自治体であって、入院が73%自治体が採用してるいうんですよ。実はそのパーセンテージというのは分母が全国1,741の市町村のうちのまさに7割ぐらいが高校生までになってるんよという情報だったんです。ちょっと前後があると思いますが、令和5年4月1日時点の情報としてそれが載ってました。

それをももちろん参考にして、私はだから一挙にどんどんどんどん進めればということなんですけど、また、所得制限がある自治体は僅かなんですね。通院、入院とも

8%しかちょっと制限がある自治体としてないようで、あと九十何%は所得制限は全くないよというような情報がございました。これはもちろん事実だと思うんですけども、私、つまり言いたいのは、全国でこの1,741のうちの1,200余りが高校3年まで実施しよるんです。ちょっともう一回確認してもらったらいいいと思うんですけども、今回、早くないんですよ、これ。高校生までいうのは早くない。したがって、一部負担金まで補助したらいわゆる絶品になるんですね、町長、これ、物すごく。1,200万円が出るか出ないか問題があるんだと思うんですけども、なかなかそういうようなことで、一応、その辺は、町長、例えば絶品にしてもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、おっしゃられた数字も、ちょっとよく調べてみないと何とも言えない部分があるようなちょっと気もしております。ちょっと調べてみたいと思います、今、議員がおっしゃった数字につきましても。

それと、やはり無償化、無償化いいまでも、なかなか難しい部分もあると思います。私はいつも申しておりますけれども、やはりこういう社会保障制度というのは、自治体間で競争させること自体が自治体間の格差をつくることにもつながってくると思うんですよね。ユニバーサルサービスで、国が国策で責任を持って、同じようなサービスを全国津々浦々でできるような仕組みをつくってもらいたいと思いますし、我々もそういうことをしっかり、今、要望しておるところでありまして、何度もずっと言ってますけれども、自治体間で競争さすというのは、ちょっと問題があるかなというふうな思いもしておりますので、それを率先して私が、坂町が進めるというのは、なかなか私の主張と違うことを実施することになりますんで、そこらはしっかり、先ほども申しましたように、今、子育ての関係でいろいろやっておりますので、国の動向をしっかりと見極めながら、最終的にどう判断するかということも求めているというふうに思っておりますんで、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） つまり全国的な統計というのが、こども家庭庁、新しくできましたね、何年前ですかね、二、三年前。やっぱりそういう対応を一生懸命考えるわけです、全国的にですね。その中での資料ですから、この7割は間違いなく、また調べていただこうと思うんですけども、うちはだから令和5年度で中学3年生まで、

6年度で高校3年生までとステップを踏んだんじゃけど、ちょっとやっぱりこれも遅いなということを申し上げただけです。

次に、給食費について答弁いただいたんですが、物すごく、給食費の件での質問ですけど、我が町は一定の成果を出していただけてるんですよ。いろいろと交付金を充てられたりしてくれてるんですが、令和6年度も4月から7月までを無償化にすると言っているんですよ。これもあんまりテンポが速くないんですが、6年度においては、5年度から大竹市は無償化を始めているという情報がちょっとありました、近隣ではですね。

これもちょっと一つの情報です。調べていただきたいんですが、中国地方の107市町村のうち、21市町が給食費を無料化している。これもまたいろいろと町長が言われた競争いうよりも、要は実際にはしてるわけですよ。それでやはり少子化対策としている町がいろいろあるということですよ。やっぱり給食費の無償化もぜひとも近い将来、ステップを踏みながら進めてもらいたいと思うんですけども、それは無理ですかね。何年後か何かにできますかね、町長、これ、どんなですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） いろいろ給食の無償化につきましても、それぞれの自治体でいろいろな財源的な状況もあると思うんですよ。だから私が認識しておる範囲では、都市部の人口の多い自治体ではでき得ないんだと思うんですよ。だからそこを例えばA自治体とB自治体で人口の格差もあるとする中で、それを一緒に議論をするというのは非常に怖い議論になってくるだろうと思うんですよ。

先ほど申しましたように、やはり社会保障制度は全国津々浦々どこに住んでおられても、同じようなサービスを国策で提供していくということが一番だと考えております。社会保障の制度で自治体間の競争を増幅させるというのは、非常に将来のまちづくり、地域づくりにとりましてもどうなんかなというふうな思いがしております。

それが、逆に言ったら、例えばA自治体の地域の中での格差にもつながってくる可能性も出てくるわけでありまして、私がいつも主張させてもらっておるのは、坂町全体を少しでも均衡ある発展を求めて、しっかり行政運営をしていきたいということも言っておるわけありますので、そういうところも総合的に勘案していただきまして、御判断をいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 最後をお願いします。

今、町長、いろいろと言われましたんですが、やはりその町の力に応じてやるのかいうようなことも、それは当然必要だと思うんですが、やはり全国的なベースでこうこうだよというのは、私らの格好の追っかける材料ですから、一応その辺は聞いていただきながらやっていきたいと思います。

それで、5点目なんですが、今まではこういうふうに追っかけなさいというんじゃけど、次の5点目の質問というのは、社会的弱者の生活支援が実は落とし穴みたいのうちにはやってないんじゃないかと、20何年前から。近隣ではやってるんだというんですが、これも令和4年9月の定例会でちょっと質問した流れなんですけど、こういうのは他町がやってるのに坂町はやってないのかという、むしろの本当に質問なんですけど、その辺はどんなですか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） この水道料金については、今、議員さんが言われたように、二十数年前から他市町やっておるということなんですけど、今の社会情勢を見ますと、急な物価高があったり、この前のコロナ禍があったり、どういったことがこれから起こるか分かりません。そういった中で、水道料金も大切とは思いますが、そういったんでなくて、そういった社会情勢に対応する社会保障といいますか、そういったことを見ながら、適切な場所に適切な給付とか助成が行くように、その都度、その都度、迅速に考えていくほうがよいというふうに思いますので、今後はそういったことで、社会情勢を見ながら、そういった弱者の方には適切に補助が行くように考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「令和6年度予算に係る事業について」質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） それでは、「令和6年度予算にかかる事業について」質問させていただきます。

令和6年度施政方針の中で、町長は「令和6年度は坂町第5次長期総合計画の前半5年の最終年に向けた節目の年である」ことを強調されました。また、「平成30年7月豪雨災害からの災害復興を必ずや成し遂げるために、高い志を持って取り組み、

未来に向け、希望を抱ける行財政運営を行いたい」と令和6年度にかける意気込みを述べられています。

このたびの令和6年度施政方針を作成するに当たり、町長は、昨年10月、幹部職員に対して「令和6年度予算編成方針について」という通知を出されました。その中で、「令和6年度の予算編成に当たっては、費用対効果と財源確保を常に念頭に置き、革命的な発想の転換により、各種施策の展開を図ってください」という指示を出されております。自治体であれば、費用対効果と財源確保を念頭に置いて予算編成を行い、各種施策の展開を図りなさいという指示は、首長であればごく当たり前の指示であると思います。

しかしながら、「革命的な発想の転換を用いて」という文言は、令和5年度の予算編成方針においては用いておられません。極めて強い意味合いを持つ文言であり、そこに令和6年度の予算編成に対する町長の並々ならぬ強い決意を感じるところであります。

そこで、町長にお尋ねします。

1点目、革命的な発想の転換を用いて各種施策の展開を図るようにと町長が幹部職員に対して指示をした真意をお聞かせください。

2点目、令和6年度予算に係る事業のうち、革命的な発想の転換により策定された全ての事業を挙げてください。

3点目、では、その事業がなぜ革命的な発想の転換を用いた事業に該当するのか。また、当該事業が町民の福祉にどう関わり、どのような効果をもたらすのか、個別具体的に説明してください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「令和6年度予算にかかる事業について」の件についてお答えをいたします。

予算編成方針につきましては、坂町財務規則第4条の規定に基づき、私が翌年度の予算の編成方針を固め、職員に通知をするものでございます。

令和6年度は本格的に復旧から復興へとかじを切る年であると位置づけ、必ずや復興を成し遂げる決意を持って、各種施策の展開を指示いたしましたものでございます。

御質問1点目の「指示した真意」につきましては、平素から事業の立案に際しましては、従前の事業の踏襲ではなく、費用対効果と財源確保を常に念頭に置き、絶え間

ない行財政改革を行うよう指示いたしております。

令和6年度の予算編成におきましては、復興に向けた様々な施策を本格化する中で、町民が希望を抱ける施策となるよう、全職員が横断的に連携を取り、総合力をもって事業に取り組むという決意を込め、「革命的な発想の転換」という言葉を使ったものでございます。

御質問2点目の「革命的な発想の転換により策定された事業」についてでございますが、令和6年度におきましては、新規事業といたしまして、民生部内に保健・福祉の総合相談窓口を開設をいたします。

また、令和5年度からの繰越事業といたしまして、多機能型障害者施設の運営が開始されます。

さらに、若年層職員に庁舎内研修のみならず、町内民間企業で現場研修を受けさせることとしており、これらの事業が御質問に該当する事業であると認識をいたしております。

御質問3点目の「なぜその事業が革命的な発想の転換を用いた事業に該当し、町民の福祉にどう関わり、どのような効果をもたらすのか」についてでございますが、一つ目の保健・福祉の総合相談窓口の開設は、私の町長選挙での公約の一つとして掲げたもので、令和6年4月に開設をいたします。窓口においては、保健・福祉に関する悩み事や困り事の相談を受け、医療、福祉、行政等の町内外の関係機関と連携しながら、ワンストップで迅速かつ適切な判断により早期の問題解決を図ります。

また、複合化・複雑化した課題を抱える方や制度の狭間で既存の福祉サービスでは支援が行き届かない方への総合相談支援体制による対応を行い、それらの相談に対して最初の窓口で受け止め、たらい回しにしない支援を行います。

さらに福祉の分野だけでなく、他分野の部署とも連携をして、課題解決を図ってまいります。

二つ目の多機能型障害者施設の整備につきましては、植田地区の災害等の避難場所として、また、福祉避難所としての機能も兼ね備えた施設として、植田四丁目地内に運営者である社会福祉法人つつじにおいて、本年夏頃の開設を目指し、鋭意整備が行われているところでございます。施設では児童発達支援センター、放課後等デイサービス、就労継続支援B型及び生活介護の事業を実施することとなっており、幼児期から大人になり、就労するまでを切れ目なく地域全体で支える体制の構築を目指します。



これらの事業は、障害の種別や程度にかかわらず利用することができるものでございます。

さらに、障害福祉サービスの提供にとどまることなく、幼児期からの子供の育ちを大切にし、発達障害に対する専門的な支援、専門的な就労支援などを行い、誰もが地域の中に役割と居場所ができるように、官民が一体となって取り組んでまいります。

このように複合的かつ一体的な整備・運営を行う施設は全国的に例がないことから、国や県などからも大いに注目をされているところでございます。

施設整備における財源につきましては、障害者施設部分は法人が厚生労働省及び子ども家庭庁の交付金を活用し、避難場所部分は町が国土交通省の交付金を活用することにより、両者とも最小限の負担で整備することができているものでございます。

三つ目の民間企業での研修についてでございますが、今後の自治体運営におきましては、民間経営の発想が欠かせないものと認識しており、民間企業での経験を基に、自身の業務を違った目線で感じる事が、効率的・効果的な事務の改革に役立つものと考えております。

以上のことから、これらの事業が御質問に該当する事業であり、その効果であると認識をいたしております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 再質問させていただきます。

今、いろいろと説明をいただきまして、革命的な発想の転換を用いてと、各種施策の展開を図るということですが、私も最初これ見たときびっくりしまして、何が起ころのだろうかというふうに思いましたけれども、やはり、今、説明をいただきまして、非常に納得できるものだというふうに思っております。

中でも施策の中の若い方、若手の職員に対する研修というのがありますけど、やはり今のヤングジェネレーションとかZ世代とかいろいろありますけれども、どの時代にもやはり若い方の意見というのは非常に大事なんじゃないかなというふうに思っております。これをぜひこれからもより一層推進していただきたいんですが、特にこれは私が独自に調べてみたんですけども、今回の令和6年度の新規事業については、令和5年度が主要事業の中で15事業であったのに対して、令和6年度は31事業ということになりますので、これをもってみても、令和6年度の町政に取り組む吉田町

長の並々ならぬ決意を感じるわけであります。

令和6年度予算に係る個々の新規事業等の個別詳細につきましては、予算特別委員会において改めてお伺いしたいと思います。

今定例会の一般質問の最後に、いま一度、この令和6年度、町政に取り組む吉田町長の強い決意をお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 決意といえば決意になると思うんですけども、やはり平成30年西日本豪雨災害で町内全域が大きな被災、被害を受けたわけでございます。復旧もほぼ当初の計画は終了しようとしておるところでありまして、これから本格的な復旧から復興へかじを切るわけでありまして、この復興を、将来、坂町の発展につながるような復興にぜひとも成し遂げていきたい。今日の午前の一般質問の中でも、特に小屋浦地区の再興を何とかしたいと。これも坂町全体の発展につながっていくことでもございますし、あるいはもう一点言わせていただきますと、今、広島呉道路ができておりますけれども、植田水尻側道線も水尻地区、あの小っちゃい30軒か40軒ぐらいの、今、集落でありますけれども、ここも絶対に放置をしてはいかんわけでありまして、そのために、これも11億円ぐらいのお金を投入してやっておるわけでありまして、全体的に復興を進めていく中で、全体的に地域全体がかき上げできるような、元気になれるようなまちづくりに議員の皆様方とともに二人三脚で一生懸命前進できるように取り組んでいきたいというのが、あえて私の決意でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は3時5分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時53分）

（再開 午後 3時05分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第23号「令和6年度坂町一般会計予算」、  
日程第3 議案第24号「令和6年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第4

議案第25号「令和6年度坂町介護保険事業特別会計予算」、日程第5 議案第26号「令和6年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第6 議案第27号「令和6年度坂町下水道事業会計予算」の5議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって日程第2 議案第23号から、日程第6 議案第27号までの5議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第23号「令和6年度坂町一般会計予算について」御説明を申し上げます。

平成30年7月豪雨災害からの復旧は、令和5年度におおむね完了の見込みとなり、また、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、感染者の行動制限がなくなるなど、平時の状況を取り戻しつつあります。

しかしながら、物価高騰や円安の影響は根強く、本町を取り巻く経済状況は厳しさを増しております。

こうした状況を踏まえ、令和6年度は本格的に復旧から復興へとかじを切り、子ども・子育て施策を強力に推進する経費や小屋浦地区の活性化を本格化するための経費などを計上し、対前年度比4.9%増の71億8,836万6千円の過去最大となる予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の15ページ以降の歳入でございますが、町民税の個人分につきましては、国の定額減税分を見込み、対前年度比6.2%減の5億8,090万3千円を計上いたしました。

また、法人分につきましては、企業収益の状況等を勘案し、対前年度比0.5%減の2億4,962万9千円を計上いたしました。

固定資産税では、評価額を勘案し、対前年度比0.1%減の12億4,698万3千円を計上いたしました。

19ページの地方交付税、普通交付税では、地方財政計画及び町債償還金に対する

普通交付税措置を勘案し、対前年度比5.9%増の14億9,200万円を計上いたし、特別交付税では、近年の交付額実績及び地域おこし協力隊の活動経費に係る特別交付税措置額等を勘案し、5,924万6千円を計上いたしました。

21ページの使用料及び手数料、土木使用料では、町営住宅及び町有住宅の住宅使用料1億1,689万8千円を計上いたしました。

27ページからの国庫補助金、土木費国庫補助金では、都市防災総合推進事業、道路メンテナンス事業及び通学路緊急対策推進事業を計上いたしました。

37ページの繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金3億5,940万8千円を計上いたしました。

43ページの町債は4億5,330万円を計上いたしました。

このうち臨時財政対策債につきましては、減額された普通交付税の補填として借り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

44ページからの議会費では、議会運営経費につきまして計上いたしました。

55ページからの総務費、財産管理費では、町民ひろばの維持管理に係る経費等を計上いたし、56ページからの企画費では、第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る三世代同居等住宅支援事業及び空き家改修等支援事業、また、小屋浦地区活性化に向けた基本構想策定に要する経費を計上いたしました。

72ページからの民生費、社会福祉総務費では、町内外の関係機関と連携して問題解決を図る「保健・福祉の総合相談窓口」の設置・運営に係る経費を計上いたしました。

74ページからの老人福祉費では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

79ページからの社会福祉費、福祉医療費では、こども医療費助成制度の拡大・充実に要する経費を計上いたしました。

83ページからの児童福祉費、児童措置費では、児童手当の給付に要する経費を計上いたし、保育所費では、私立保育園及び認定こども園の運営経費を計上いたしました。

86ページからの生活保護費では、生活保護関係経費を計上いたしました。

98ページからの衛生費、塵芥処理費では、家庭ごみ等の処理及び資源リサイクル

に係る経費を計上いたしました。

100ページの労働費、労働諸費では、県内労働者の福祉増進に資するため、労働金庫への預託金を計上いたしました。

111ページからの土木費、道路新設改良費では、都市防災総合推進事業、道路メンテナンス事業及び通学路緊急対策推進事業を計上いたしました。

114ページの港湾費では、海岸保全施設県営工事負担金及びベイサイドビーチ坂の維持管理に要する経費を計上いたしました。

117ページの都市計画費、公共下水道費では、下水道事業会計繰出金を計上いたしました。

120ページからの住宅費では、町営住宅及び町有住宅の管理運営に係る経費を計上いたしました。

122ページの消防費、常備消防費では、広島市消防局への委託料を計上いたしました。

127ページの消防費、防災事業費では、急傾斜地崩壊対策事業を計上いたしました。

128ページからの教育費では、子供たちが自ら志を立て、強い精神力をもって努力し、自立した社会人として活躍できるような人づくりに努め、知・徳・体の調和の取れた生きる力を育む教育を推進し、また、部活動等の活性化を支援し、体力、技能の向上を目指すための教育環境を整備する予算を計上いたしました。

132ページからの小学校費及び139ページからの中学校費では、子供たちが安全で安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、学校施設の改修に要する経費を計上いたしました。

146ページからの社会教育費では、子供から大人まで、町民一人一人が自らの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活を推進できる環境を提供する予算を計上いたしました。

167ページの公債費は、償還計画に基づき計上いたしました。

以上で予算の大要につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、御質問の都度、私なり副町長、教育長、技監、情報政策監、担当部長、教育次長、担当課長からお答えをさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第24号「令和6年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は令和5年度医療給付費の実績及び国、県からの予算編成等の通知に基づき試算を行い、対前年度比6.4%増の12億5,871万1千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

なお、一般被保険者及び退職被保険者の費目につきましては、県からの通知により、令和6年度から廃目となっております。

まず、歳入で、11ページの国民健康保険税1億9,962万7千円は、収入見込額を計上いたしました。

12ページの県支出金、県補助金9億4,342万5千円は、県からの通知及び医療費と保健事業費の見込みに基づき試算し、計上いたしました。

13ページの繰入金、一般会計繰入金9,144万4千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

基金繰入金、国民健康保険基金繰入金2,390万7千円は、県が示す標準保険料率に対する保険税の不足分を補填するものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

16ページの総務費、総務管理費415万6千円は、電算共同処理業務などの委託料316万7千円が主なものでございます。

17ページの徴税費141万円は、国民健康保険税の賦課徴収に要する費用を計上いたしました。

18ページの保険給付費、療養諸費7億8,570万円、19ページの高額療養費1億1,205万円は、令和5年度の医療費実績に基づき試算し、計上いたしました。

20ページの出産育児諸費400万2千円、葬祭諸費45万円は、それぞれ見込額を計上いたしました。

22ページの国民健康保険事業費納付金、医療給付費分2億4,306万円、23ページの後期高齢者支援金等分6,870万円、介護納付金分1,736万8千円は、県からの通知により計上いたしました。

24ページの保健事業費471万6千円は、糖尿病性腎症重症化予防事業の委託料が主なものでございます。

25ページの特定健康診査等事業費1,204万3千円は、特定健康診査及び特定健康診査未受診者勧奨業務の委託料が主なものでございます。

26ページの諸支出金、償還金及び還付加算金200万1千円は、保険税過年度分還付金が主なものでございます。

予備費は300万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第25号「令和6年度坂町介護保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は令和5年度保険給付費等の実績に基づく試算及び令和6年度から開始する重層的支援体制整備事業への事業移行により、対前年度比4.4%減の12億8,714万6千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入で、11ページの保険料、介護保険料2億5,895万8千円は、第1号被保険者保険料を所得階層等により試算し、計上いたしました。

次に、12ページの国庫支出金、13ページの支払基金交付金及び県支出金は、保険給付費等の見込額などからそれぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

14ページの繰入金、一搬会計繰入金1億9,038万9千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

16ページから17ページにかけての総務費、総務管理費では、要介護認定に係る事務経費など1,756万3千円を計上いたしました。

18ページの保険給付費、介護サービス等諸費では、要介護者に対するサービス給付費11億3,770万円を計上いたしました。

19ページの介護予防サービス等諸費では、要支援者に対するサービス給付費3,450万1千円を計上いたしました。

20ページの高額介護サービス等費1,802万円は、利用負担額が一定の上限額を超えた方に支給するものでございます。

21ページの特定入所者介護サービス等費2,008万円は、低所得者の方の施設利用料等を軽減するための費用でございます。

22ページの地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費では、通所型短期集中予防サービスなど、要支援者等に対する介護予防の事業費として3,283万6千円を計上いたしました。

23ページの包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センター等の委託事業の一部が重層的支援体制整備事業へ移行されたことにより、対前年度比73.2%減の1,326万5千円となっております。

25ページの諸支出金、繰出金751万円は、重層的支援体制整備事業の財源となる保険料負担分を一般会計へ繰り出すものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第26号「令和6年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金及び保険料徴収に係る経費等を広域連合からの通知に基づき予算計上いたしましたもので、対前年度比12.3%増の2億2,668万2千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの後期高齢者医療保険料1億8,027万9千円は、広域連合からの通知により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金4,588万円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

11ページの総務費、徴収費83万1千円は、保険料徴収に係る事務経費等を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金2億2,485万円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に支払うものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第27号「令和6年度坂町下水道事業会計予算」について御説明を申し上げます。

下水道事業につきましては、令和6年度から地方公営企業法の適用を開始いたしま



すので、地方公営企業法により定められている予算書の様式となっております。

まず、1 ページの第3 条収益的収入及び支出は、下水道事業収益5 億1,781 万6 千円、下水道事業費用5 億1,936 万5 千円を計上いたし、第4 条資本的収入及び支出は、資本的収入2 億4,722 万8 千円、続いて、2 ページの資本的支出4 億384 万円を計上いたしました。

第4 条の2 特例的収入及び支出につきましては、地方公営企業法施行令に基づき、年度開始時における未収金及び未払金の金額を示すもので、未収金4,200 万円、未払金1 億7,534 万8 千円を試算の上、計上いたしました。

第5 条の債務負担行為につきましては、公営企業会計支援業務1,000 万円の債務を令和8 年度まで負担いたすものでございます。

それでは、収入支出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書22、23 ページの下水道事業収益5 億1,781 万6 千円は、営業収益、下水道使用料2 億4,300 万円、雨水処理負担金7,424 万8 千円、営業外収益、他会計負担金、一般会計負担金8,875 万8 千円、長期前受金戻入1 億1,025 万4 千円を計上いたしました。

24、25 ページの下水道事業費用5 億1,936 万5 千は、営業費用、流域下水道費、流域下水道維持管理負担金1 億877 万9 千円、26、27 ページの減価償却費、有形固定資産減価償却費2 億2,782 万7 千円、無形固定資産減価償却費3,859 万3 千円、営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費、企業債支払利息3,565 万9 千円、消費税及び地方消費税2,000 万円を計上いたしました。

28、29 ページの資本的収入2 億4,722 万8 千円は、企業債1 億9,480 万円、他会計出資金2,414 万5 千円、補助金、国庫補助金2,575 万円を計上いたしました。

30、31 ページの資本的支出4 億384 万円は、建設改良費、管路建設改良費4,820 万円、ポンプ場建設改良費3,600 万円、企業債償還金3 億523 万6 千円を計上いたしました。

その他につきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議案第23号から議案第27号までの5議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除き委員定数を11人とする令和6年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、本案は令和6年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和6年度予算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長の私を除く1番折中議員、2番岡村議員、3番縫部議員、4番池脇議員、5番向田議員、6番末吉議員、7番安竹議員、8番光岡議員、9番中川議員、10番柚木議員、11番奥村議員の11名を指名します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

令和6年度予算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時29分)

(再開 午後 3時29分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に奥村議員、副委員長に安竹議員が選任されました。

よろしく願いいたします。

お諮りします。

令和6年度予算審査特別委員会に審査付託した議案については、坂町議会会議規則第46条第1項の規定により、審査期限を3月11日午前9時までとすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、審査期限を3月11日午前9時までとすることに決定いたしました。

お諮りします。

令和6年度予算審査特別委員会の審査の間、本議会は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本議会は3月6日から3月8日の3日間は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

再開は、3月11日午後10時と予定しております。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（散会 午後3時31分）